平成18事業年度 事業報告書

独立行政法人通則法第38条第2項の規定により、平成18事業年度における独立行政法人医薬品医療機器総合機構の概況及び事業の実施状況等を次のとおり報告する。

(概 況)

1. 事業内容

- (1) 健康被害救済業務
 - ・医薬品の副作用や生物由来製品を介した感染等による疾病や障害等の 健康被害を受けた方に対する医療費、障害年金、遺族年金等の給付
 - ・スモン患者への健康管理手当等の給付、HIV感染者、発症者への 受託給付

(2)審査関連業務

- ・薬事法に基づく医薬品や医療機器などの承認審査
- ・治験などに関する指導及び助言
- ・承認申請や再審査・再評価の確認申請の添付資料についてのGCP、 GLP等の基準への適合性の調査
- ・GMP/QMS調査による製造設備、工程、品質管理の調査
- ・薬事法に基づく再審査・再評価の確認

(3) 安全対策業務

- ・医薬品や医療機器などの品質、有効性及び安全性に関する情報の 収集・解析及び情報提供
- ・消費者などからの医薬品及び医療機器についての相談
- ・医薬品や医療機器などの安全性向上のための製造業者等への指導及び 助言
- ・医薬品や医療機器などの基準作成に関する調査

2. 事務所の所在地

東京都千代田区霞が関3丁目3番地2号 新霞が関ビル

3. 資本金の状況 (平成18事業年度末)

1,179,844,924円(全額政府出資)

4. 沿革その他の概要

(1) 沿 革

昭和54年10月15日 医薬品副作用被害救済基金設立

昭和62年10月 1日 医薬品副作用被害救済・研究振興基金に改組

し、研究振興業務を開始

平成 6年 4月 1日 医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構に

改組し、調査指導業務を開始

平成 9年 4月 1日 治験指導業務及び適合性調査業務を開始

平成14年12月20日 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法公布

平成16年 4月 1日 独立行政法人医薬品医療機器総合機構発足

(国立医薬品食品衛生研究所医薬品医療機器 審査センター及び財団法人医療機器センター

の一部の業務を統合)

平成17年 4月 1日 研究開発振興業務を独立行政法人医薬基盤研

究所へ移管

(2) 設立根拠法

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法(平成14年法律第192号)

(3) 主管省庁

厚生労働省医薬食品局総務課

5. 役員の状況

(1) 定 数 (平成19年3月31日現在)

役員の定数 : 6人以内 理 事 長 : 1人 理 事 : 3人以内 監 事 : 2人

(2)役員の氏名、役職、任期及び経歴

	Z) KRONII KIM IIMO EE			
役 職	任 期	前 職		
理事長	平成16年4月 1日 ~	医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構理事長		
	平成20年3月31日	厚生労働省医薬局長		
理事	平成18年4月 1日 ~	厚生労働省大臣官房付(役員出向)		
(技監)	平成20年3月31日	独立行政法人医薬品医療機器総合機構安全		
		管理監		
理事	平成18年9月2日 ~	社会保険庁総務部経理課長(役員出向)		
	平成20年9月1日			
理事	平成16年4月 1日 ~	国立医薬品食品衛生研究所医薬品医療機器審査センテー長		
	平成20年3月31日	星薬科大学教授		
監事	平成18年4月 1日 ~	財団法人血液製剤調査機構理事		
	平成20年3月31日	財団法人年金保養協会理事		
		厚生省大臣官房付		
監事	平成16年4月 1日 ~	㈱野村総合研究所監査役		
(非常勤)	平成20年3月31日			
	役職 理事長 理(技監) 理 事 監 事	役職 任期 理事長 平成16年4月1日~ 平成20年3月31日 理事 平成18年4月1日~ 平成20年3月31日 理事 平成18年9月2日~ 平成20年9月1日 理事 平成16年4月1日~ 平成20年3月31日 監事 平成18年4月1日~ 平成20年3月31日 監事 平成16年4月1日~ 平成20年3月31日		

中期目標	中期計画	平 成 18 年 度 計 画	平成 18 年度の業務の実績
第1 中期目標の期間 独立行政法人通則法(平成11年法律第103号。 以下「通則法」という。)第29条第2項第1号の中期 目標の期間は、平成16年4月から平成21年3月ま での5年間とする。			
第2 法人全体の業務運営の改善に関する事項及び国 民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上 に関する事項	第1 法人全体の業務運営の改善に関する事項及び国 民に対して提供するサービスその他の業務の質の 向上に関する事項に係る目標を達成するためにと るべき措置	第1 法人全体の業務運営の改善に関する事項及び国 民に対して提供するサービスその他の業務の質の 向上に関する事項に係る目標を達成するためにと るべき措置	当機構は、平成13年に閣議決定された特殊法人等整理合理化計画を受けて、国立医薬品食品衛生研究所医薬品医療機器審査センター(以下「旧審査センター」という。)と医薬品副作用被害救済・研究援興調査機構(以下「旧医薬品機構」という。)及び財団法人医療機器センターの一部の業務を統合し、独立行政法人医薬品医療機器総
通則法第29条第2項第2号の業務運営の効率化に 関する目標及び同項第3号の国民に対して提供するサ ービスその他の業務の質の向上に関する目標のうち、 法人全体に係る目標は次のとおりとする。	通則法第30条第2項第1号の業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置及び同項第2号の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置は次のとおりとする。		品とフリーの一部の実践を配って、独立川坂仏人伝楽品と深語を開始した。 当機構は、医薬品の副作用や生物由来製品を介した感染等による 健康被害に対して、迅速な教済を図り(健康被害教済)、医薬品や医 療機器などの品質、有効性及び安全性について、治験前から承認ま でを一貫した体制で指導・審査し(承認審査)、市販後における安全 性に関する情報の収集、分析、提供を行う(安全対策)ことにより、 国民保健の向上に貢献することを目的としている。 なお、当機構は、国民の健康の保持増進に役立つ医薬品や医療機 器の基礎的研究開発を振興する(研究開発振興)ことも目的の一つ としていたが、規制部門と研究振興部門を分離し、当機構を審査、 安全対策及び健康被害救済の業務に専念させるため、平成17年4月 より、研究開発振興業務は独立行政法人医薬基盤研究所に移管した。
(1)効率的かつ機動的な業務運営	(1)効率的かつ機動的な業務運営	(1)効率的かつ機動的な業務運営	
ア 効率的かつ機動的な業務運営体制を確立するとともに、業務管理のあり方及び業務の実施方法について、外部評価などによる確認を行い、業務運営の改善を図ること。	ア・各部門の業務の目標と責任を明確にするととも に、業務の進捗状況の日常的な管理を通じ、問題 点の抽出及びその改善に努める。	ア・年度計画に基づき、各部、各課の業務計画表を作成し、目標管理による業務運営を行う。	○ 目標管理制度の意義・必要性について職員に周知を図り、業務計画表の作成を可能とするため、 (1) 平成18年4月及び10月の新任者研修において、目標管理制度の意義等について説明し、新任者への周知・理解を図った。
			(2) 平成17年度業務計画表(確定版)及び目標管理制度に関する 資料をグループウェアへ掲載し、職員への周知を図った。
			(3) 各部において作成した平成18年度業務計画表の上半期の進捗 状況について、中間報告ヒアリングを実施するとともに、幹部 から指摘のあった事項については、平成18年12月の幹部会にお いて、進捗状況の報告を行った。
			(4) 平成19年度計画を策定する際に行った平成19年2月の幹部ヒ アリングにおいても、幹部に対し、平成18年度の業務の進捗状 況について、報告を行った。
	・業務全般にわたる戦略立案機能とともにリスク管理、チェック機能などの業務管理体制を強化するとともに、理事長の経営判断が迅速に業務運営に反映できる組織体制の構築を図る。	・理事長が直接、業務の進捗状況を把握し、必要な 指示を行うため、幹部会等において業務の進捗状況 の報告、問題点等の議論を行い、業務運営の効率化 ・迅速化を図る。	① 3 つの組織を統合して設立された機構の業務運営の連絡調整が 円滑に行えるようにするため、部長級以上で組織する「幹部会」 を機構発足時に設けたが、平成18年度においても引き続き開催し、 週1回、定期的に開催し、重要な方針の確認、業務の連絡調整等 を行った(平成18年度47回開催)。
			② 機構の改革の方向等について検討する理事長を本部長とした「総合機構改革本部」においては、外部コンサルタントを活用した業務診断及びシステム診断の結果並びに審査部門をはじめとする各部の業務改革等の報告を行った。(平成18年度4回開催)。
			③ さらに、「総合機構改革本部」の下に設置された「治験問題検討 委員会」において、平成18年10月に中間報告をとりまとめた。
			④ 審査及び治験相談業務等の進捗状況を把握し、その進行管理の 改善を図るため、理事長を委員長とする「審査等業務進行管理委 員会」を毎月開催し、必要な対応をとった(平成18年度11回開催)。 また、進捗状況をより的確に把握できるようにするため、平成1 8年8月に、資料の抜本的な変更を行った。

中期目標	中 期 計 画	平成 18 年度計画	平成 18 年度の業務の実績
			(5) 機構における情報システムの管理体制をより強化するため、理事長を本部長とした「情報システム管理等対策本部」においては、「業務・システム最適化計画」について、平成18年4月に企画調整部に設置した「情報システム課」(平成18年12月に、全画調整部 から独立したCIO (情報化統括責任者。以下同じ。) 直属の「情報化統括推進室」に発展的改組)及び外部委託を行ったCIO補佐の協力の下、検討を行った(平成18年度5回開催)。また、同対策本部においては、「情報システム投資決定会議」を設置し、情報システムの新規開発及びの終合の的に判断し、理事長の経営判断の下、計画的かつ効率的な投資ができるような体制を整えた(平成18年度3回開催)。
			⑥ 健全な財務運営及び適切な業務が行われるよう定期的に財務状況を把握するため、理事長を委員長とした「財務管理委員会」を開催し、月毎の審査部門別審査手数料の申請状況及び収支分析について報告したほか、拠出金の申告額についても報告を行った(平成18年度11回開催)。
		・機構発足後の業務の運営状況や機構を取り巻く状況の変化を踏まえ、今後の業務の改善等について、 検討を進める。	① 外部コンサルタントを活用した業務診断及びシステム診断並び に審査部門をはじめとする各部の業務改革を実施した。これらの 成果については、「総合機構改革本部」及び「情報システム管理等 対策本部」に報告した。
			② 日本製薬工業協会との意見交換会において設置することとされたタスクフォースでの検討結果について、平成19年2月6日に最終報告書としてとりまとめた。 また、医療機器及び体外診断用医薬品関係についても、タスクフォースを設置するとともに、個別課題ごとのワーキンググループを設置し、検討を開始した。
			③ ①及び②のほか、厚生労働省独立行政法人評価委員会による評価結果、当該評価結果に対する総務省政策評価・独立行政法人評価委員会の意見も踏まえ、承認審査の迅速化に向けた政組みについて、関係業界及び関係各省と協議を行っていたが、総合科学技術会議の意見具申「科学技術の振展及び成果の社会への還元に向けた制度改革について」(平成18年12月25日。以下「総合科学技術会議の意見具申」という。)に基づき、承認審査の迅速化に持済会議の意見具申」という。)に基づき、承認審査の迅速化に持済会議の意見具申」という。)に基づき、承認審査の迅速化に持续を関する、(イ)当な増長に伴う予算の変更及び(ケ)当該増長に伴う予算の変更及び(ケ)当該増長に関する内容を追加する中期計画の変更を行った(平成19年3月30日変更認可)。また、第2期中期計画の策定に向けて、引き続き検討を行うこととしている。
		・業務全般の企画立案、目標管理等の円滑な実施を 図るとともに情報システム業務を強化するため、企 画調整部の体制を整備する。	○ 3 つの組織を統合した機構が、戦略的企画立案機能を強化し、業務の調整などが円滑に行えるようにするため、機構発足時(平成16年4月)に業務全般の企画立案、目標管理を所掌する企画調整部を設置した。 平成18年年度は、情報システムの管理体制の強化を図るため、情報システムの総括的管理を所掌する「情報システム課」を4月に設置した。 その後、情報システム業務の更なる強化のため、「情報システム課」は発展的に改組し、CIO直属の「情報化統括推進室」として、平成18年12月に企画調整部からの独立組織とした。
		・業務運営の効率化、不正、誤謬の発生を防止する ため、計画的に内部監査を実施する。	○ 保有する法人文書及び個人情報の管理状況について、内部監査を実施した。

中期目標	中期計画	平成 18 年度計画	平成 18 年度の業務の実績
		・リスク管理規程に基づき、リスク管理委員会を開催し、リスク管理区分ごとのリスクに対する予防策の進捗状況等を把握するとともに、リスク発生時の対応等について機構役職員に周知徹底を図る。	① 特に優先して迅速に処理すべき案件について、「リスク管理委員会」の委員が含まれている幹部会で毎週識能行った。② リスク管理規程等については、グループウェアに掲載するとともに、昨年度に引き続き、新任者研修において、職員へ説明・周知を図った。
		・リスク管理、法令遵守等のため、内部通報制度の 円滑な運用を図る。	③ 火災、地震等の災害リスクに対応するため、「消防計画」について、引き続きグループウェアに掲載し、役職員への周知を図った。 ④ 平成18年4月、全職員に対し、内部通報制度を周知するとともに、同月及び11月の新任者研修においても周知した。
		・個人情報保護法に基づく情報の管理・保護の徹底を図る。	○ 平成19年3月9日に外部講師を招き、職員等に対し個人情報保護に関する研修を実施した。
	・幅広い分野の学職経験者との意見交換の場として 審議機関を設置し、業務内容や運営体制への提言 や改善策を求めることにより、業務の効率化に役 立てるとともに、業務の公正性、透明性を確保す る。	・運営評議会、救済業務委員会及び審査・安全業務 委員会において、機構の業務状況の報告を行い、業 務の公正性、透明性を確保するとともに、委員から の提言等を踏まえ、業務運営の改善・効率化を進め る。	① 機構全体の業務について、大所高所から審議するため、学職経験者、医療関係者、関係業界の代表、消費者の代表及び医薬品等による健康被害を受けた方々の代表により構成する「運営評議会」及びその下に業務に関する専門的事項を審議するために設置された「救済業務委員会」と「審査・安全業務委員会」を開催した。
			(開催状況) ・運営評議会 平成18年6月22日(17年度業務報告、17年度決算報告等) 平成18年10月3日(17年度業務実績評価結果、8月末までの主な事業の実施状況及び下半期事業の重点事項、治験問題検討委員会中間報告、その他(従事制限)等) 平成19年3月6日(中期計画変更(案)、今後の機構の体制、19年度計画(案)、18年度予算(案)、企業出身者の就業状況報告等)
			・審査・安全業務委員会 平成18年6月1日(17年度業務報告、18年度計画等) 平成18年12月4日(上半期業務実績及び今度の取組、医療機 器治験相談の充実、従事制限に関する取扱 い)
			・救済業務委員会 平成18年6月2日(17年度業務報告) 平成18年12月5日(上半期業務実績及び今後の取組等)
			② 運営評議会及び各業務委員会の議事録、資料等をホームページ 上に公表した。
			③ 運営評議会委員については、平成18年6月28日で任期が満了したため、9月14日付けで新たな委嘱を行った。 また、各業務委員会委員については、任期満了日翌日の10月27日付で新たな委嘱を行った。なお、幅広い分野からの意見交換を実現するため、救済業務委員会の専門委員2名を公募により選出した。
			④ 運営評議会及び各業務委員会に業務管理や業務の実施方法について報告を行い、その意見を踏まえ、救済業務の処理の迅速化、審査の体制の充実・透明化、安全対策の充実など業務運営の改善に反映させている。 平成18年10月3日開催の第2回運営評議会では、「職員の業務の従事制限に関する取扱い」について審議を行い、12月に開催する審査・安全業務委員会で引き続き議論をすることとなった。 12月4日開催の審査・安全業務委員会では、運営評議会での意見及び提案を踏まえ、機構の業務の透明性及び公平性を確保する

	中期目標	中期計画	平成 18 年度計画	平成 18 年度の業務の実績
				観点から、これまでの報告事項のほかに、「企業出身者の配置状況 及び医薬品・医療機器の承認及びGMPの適合性調査について、 企業出身者が従事した状況」を運営評議会及び審査・安全業務委 員会の開催の都度、報告するという新しい提案を機構から行った。 この提案に対し、委員から、嘱託及び事務補助員についても全 体数を示すなど、若干の修正を求められたが、基本的に、この提 案内容について、了承をいただいたところである。 これを今後、運営評議会及び審査・安全業務委員会の開催の都 度、企業出身者の従事状況を報告することとした。
		・状況に応じた弾力的な人事配置と外部専門家など の有効活用による効率的な業務運営体制を構築す る。	・弾力的な対応が特に必要とされる部署において は、課制をとらず、引き続き、グループ制を活用す る等、効率的な業務体制を実施する。	○ 弾力的な対応が特に必要とされる審査部門において、グループ制を採用し、部長の下に審査役を置き、審査役が各審査チームを統括する体制を継続した。
			・各業務について、引き続き、必要な外部専門家の 選定・委嘱を行い、有効活用する。	① 審査及び安全対策における専門協議等の場において、科学的な 重要事項について外部専門家から意見を聴くため、 <i>平成</i> 16年度よ り外部の専門家に対し、当機構専門委員としての委嘱手続きを行 っている。(平成19年3月31日現在での委嘱者数は、873名)
				② 医薬品の副作用及び生物由来製品の感染等による健康被害の教済に関しても、判定申出前調査業務を支援するため、平成17年度に引き続き、各分野の外部の専門家に対し、機構専門委員としての委嘱手続きを行った。(平成19年3月31日現在での委嘱者数は、50名(うち11名は、上記審査及び安全対策に係る機構の専門委員としても委嘱))
			・業務の遂行にあたり、必要となる法律・経営・システム等の専門的知識について、弁護士・経営コンサルタント等を活用する。	① 弁護士や税理士に顧問を委嘱したほか、情報システムの運用管理や人事評価制度の導入に民間支援会社を活用した。また、「業務・システム最適化計画」の策定に係る情報システム刷新可能性調査及び業務改革支援についても、外部委託により実施した。
				② 機構が保有する情報システムにおいて、各種業務システムの機 構業務を通じた連携及び整合性を確保するため、システム全般に 関する高度な専門的知識と薬事に係る知識も有する者を外部から 情報システム顧問として、引き続き委嘱した。
		・業務運営における危機管理を徹底するため、それ ぞれの状況に応じた緊急時における対応マニュア ルを順次、作成する。	・各種のリスクを把握し、それに対応したマニュア ルについて、必要に応じ見直し、充実を図る。	○ 平成18年度は、必要性がなかったため、マニュアル等の改正は 行っていない。今後は、必要に応じて改正を行う予定である。
	イ 業務の電子化等を推進し、効率的な業務運営体制 とすること。	イ・各種業務プロセスの標準化を進めることで、非常 勤職員を活用し、常勤職員数の抑制を図る。	イ・標準業務手順書の内容を逐次見直し、充実を図り、 非常勤職員の活用を図る。	○ 主要業務であり、必要性の高いものから、順次、標準業務手順書(SOP)を作成し、必要に応じて改正作業を行っている。また、SOPが作成されたことにより、定型的な業務については、非常勤職員等を活用している。
		・各種の文書情報については、可能な限り電子媒体を用いたものとし、体系的な整理・保管や資料及び情報の収集並びに分析等が可能となるようデータベース化を推進する。	・各種の文書情報については、引き続き体系的な整理・保管や資料及び情報の収集並びに分析等が可能 となるよう機器の整備を図り、データベース化を推進する。	① 「情報システム管理等対策本部」(平成18年度5回開催)において、各情報システムの稼働状況等を把握するとともに、「情報システム投資決定会議」(平成18年度3回開催)において、各システムの開発・改修等の妥当性判断及び平成19年度の予定等を検討した。
				② 引き続き、ホームページに本省及び機構発の通知等について、 順次、掲載を行っている。
i				③ 情報システムの刷新可能性調査を実施し、今後の「業務・システム最適化計画」の中において、3つの組織を統合してできた機構の情報システム全体の最適化・無駄を省いた情報システムの整備が可能となるよう整備を図った。
				④ 人事・給与システムを活用し、人事及び給与情報のデータベース化を推進し、効率的人事及び給与事務を実施した。
				·

中期目標	中期計画	平成 18 年度計画	平成 18 年度の業務の実績
I M H W	1 292 HI PAN	1 /// 1 0 1 02 11 11	⑤ 救済給付業務の電話相談を記録し、データベース化する相談カードシステムを導入し、業務の効率化を図った。また、既存の情報システムにも適宜、改修を加え、業務の効率化を図った。
			⑥ 16年4月以降に報告された副作用及び不具合に関しては、その全てをラインリストとして公表するよう、公表用データベースを整備した。
ウ 機構の共通的な情報システム管理業務及び審査業務等の見直しを踏まえ、機構全体のシステム構成及び調達力式の見直しの検討を行うことにより、システムコストの削減、システムコストの制度、システムの場所可能性調査の企業務運営の合理化を図ること。このため、対象となるシステムの刷新可能性調査等を平成18年度中に実施し、これらを踏まえ、平成19年度中に業務・システム最適化計画を策定し、公表すること。さらに、平成20年度には最適化計画に基づいた業務を実施すること。	ウ 機構の共通的な情報システム管理業務、審査業務等の見直しを踏まえ、医薬品医療機器総合機構共用LANシステム、医薬品等新申請・審査システム及びこれらに関連するシステムの見直しの検討を行うことにより、システムと調達における透明性の行い、上記システムに係るシステム監査及び刷年度中に実施し、大会では18年度中に実施し、大会では18年度中に実施し、大会する。これを珍まえ、最適化計画の円滑な推進により、業務の効率化・合理化を図る。	ウ・機構の共通的な情報システム管理業務、審査業務 等の見直しを踏まえ、医薬品医療機器総合機構共用 LANシステム、医薬品等新申請・審査システム及 びこれらに関連するシステムの構成及び調達方式の 見直しの検討を行う。	○ 今後の情報システムの新規開発や改修、それに伴う調達方式の見直しを検討するため、「情報システム管理等対策本部」において、外部専門家であるCIO補佐とともに、「情報システム投資決定会議」を開催した(平成18年度3回開催)。
		・システムコストの削減、システム調達における透明性の確保及び業務運営の合理化を図るため、体制整備を行い、上記システムに係るシステム監査及び刷新可能性調査を実施する。	○ 機構の情報システム資産、機器構成、ネットワーク設定、システムの刷新可能性について、外部コンサルタントとともに調査を実施した。 なお、システム監査については、外部コンサルタントによる業務診断及びシステム診断が終了したあと、「誰が」、「どのように」実施するかを検討した上で実施する予定であったが、平成18年9月の新薬審査部門の業務診断終了後、機構業務全般にわたり業務診断を行うこととなったため、平成18年度中の実施はできなかった。よって、平成19年度において予算措置を行ったうえで、実施する予定である。
(2)業務運営の効率化に伴う経費節減等	(2)業務運営の効率化に伴う経費節減等	(2)業務運営の効率化に伴う経費節減等	
ア 業務運営の効率化を図ることにより、中期目標期間終了時までに、一般管理費(退職手当を除く。)については、平成15年度と比べて15%程度の額を節減すること。なお、法律政正や制度の見直でいては、平成16年度から発生する一般管理費については、平成17年度と比べて12%程度の額を、また、改正薬事法が平成17年度に施行されることに伴い平成17年度と比べて9%程度の額を節減すること。	ア 不断の業務改善及び効率的運営に努めるとともに、給与水準の見直し等による人件費の抑制や調達コストの縮減等により、一般管理費(退職手当を除く。)に係る中期計画予算は、中期目標期間の終了時において以下の節減額を見込んだものとする。 ①平成15年度と比べて15%程度の額 ②法律改正や制度の見直し等に伴い平成16年度から発生する一般管理費については、平成16年度と比べて12%程度の額 ③改正薬事法が平成17年度に施行されることに伴い発生する一般管理費については、平成17年度と比べて9%程度の額	ア・常動職員について、必要に応じ、平成18年度の 定期昇給の停止措置を行う。 ・中期目標期間の中間年度にあたる18年度におい ては、前2ヶ年の実績等を踏まえ、経費節減策を検 討する。 ・調達コストの削減に努め、一般管理費の節減を図 る。	① 一定の要件に該当する常勤職員の平成18年度定期昇給を停止した。 ② 一般管理費の平成18年度予算は、機構が発足後3年目に当たり、中期目標期間の終了時に当該基準額の15%程度の節減額並びに平成16年度及び、平成17年度の新規増員経費等については12%、9%程度の節減額をそれぞれ達成すべき所要の削減を見込んだ予算と、平成18年4月以降の審査体制の強任等に等の合計額を見込人でで、平成18年度予算額とした。 ③ この予算を踏まえ、一層の一般管理費の節減に努めるため、事務庁と共年成ままでに確できなかった増員)経費等の合計額をもって、平成18年度予算額とした。 ② この予算を踏まえ、一層の一般管理費の節減に努めるため、事務所省所で法人理事長等会議において、開催された厚壁に行いて」を踏まえ、一層の一般管理費の節減に努めるため、事務所省が記事を整備した大め、企業を開催された「契約事を対しては、2か年の部域を表別の公表基準等を整備した夫会話研究、中間制物等の外平成18年度効率化対象額約4,984百万円に対し、上額額には、ケ員人件費分割を付け、努力の結果の節減では対り、算額は約4,669百万円、その差額は315百万円となった。。ではないたり、対策は対象するの部域では対した。、実質の削減額は141百万円を除くと、実質の削減額は141百万日となり、効率化対象予算額に対しては、2.8%の節減を図ることができた。

		# A 10 K # 1 =	亚
中期目標	中期計画	平成 18 年 度 計 画	平成18年度の業務の実績
イ 業務運営の効率化を図ることにより、中期目標期間終了時までに、事業費(給付関係経費及び事業創設等に伴い発生する単年度社費を除く。)については、平成15年度と比べて5%程度の額を節減すること。なお、法律改正や制度の見直し等に伴い平成16年度と比べて4%程度の額を、正、正、正、正、正、正、正、正、正、正、正、正、正、正、正、正、正、正、正	イ 電子化の推進等の業務の効率化を図ることにより、事業費(給付関係経費及び事業創設等に伴い発生する単年度経費を除く。)に係る中期計画予のとおり節減額を見込んだものとすること。 ①平成15年度と比べて5%程度の額 ②法律改正や制度の見直し等に伴い平成16年度から発生する事業費については、平成16年度と比べて4%程度の額 ③改正薬事法が平成17年度に施行されることに伴い発生する事業費については、平成17年度と比べて3%程度の額	イ・業務の効率化を図ることにより、事業費の節減を 図る。	期目標期間の終了時に当該基準額の5%程度の節減額並びに平成16年度及び、平成17年度の制度改正による新規事業費については4%、3%程度のそれぞれの節減額を達成すべき所要の削減を見込んだ予算をもって、平成18年度予算とした。 ② この予算を踏まえ、より以上の事業費の節減を図るため、電子化の推進等により業務の効率化に努める一方、外往精査を委託し、財産を開業に行いて入札化を図るなど、コスト軽減に努め、並びに各業務の財源となる手数料収入・拠出金収入等の収益化動向を見ながら、事業の執行管理を者実に行い、不要な経費の見直し等行った結果、7211百万円に対し、決算額は約2,271百万円に対し、決算額は約2,271百万円に対り、その差額は248百万円となった。この額から事業費においても、GMP海外実地調査等が見込みより相当少なかったこと等、当れて、6MP海外実地調査等が見込みより相当少なかったこと等、当然に不用となった額、96百万円を除くと実質の節減額は152百万円となり、効率化対象予算額に対し、6.0%の節減を図ることができた。
ウ 副作用拠出金、感染拠出金及び安全対策等拠出金 の業者品目データ等の一元管理等を行うことにより、 業務の効率化を推進すること。	ウ・現行の副作用拠出金の徴収管理システムを改修し、新規業務である感染拠出金及び安全対策等拠出金に関する納入業者、許可品目等各種の情報を表で中々ベース化して活用することにより、独出金及び未納業者の管理等を図る。 ・また、各拠出金ごとに、算定基礎取引額の計算システムを構築することにより拠出金申告額のチェックが容易になるようにする。 ・データは蓄積して財政再計算における拠出金率の検討に活用する等業務の効率化を図る。	ウ・拠出金徴収管理システムへのデータ入力作業の簡素化を図るためにデータ自動取込機能等を改善し、 効率的な徴収管理業務を行う。	 ① 申告・納付義務者の徴収金管理等を支援する拠出金徴収管理システムへの新規承認品目(医薬品・医療機器)、入金情報等の基礎データを自動取込できるように機能改善を行い、算定基礎取引額の算出、未納データ処理等の徴収管理業務の効率化を図った。 ② 各拠出金の申告時に提出される算定基礎取引額等の申告データを拠出金徴収管理システムに入力し、審査事務の迅速化、未納業者への催促事務の簡素化を図り、収納率の向上に資するとともに、財政再計算の基礎データとした。
	・副作用拠出金及び感染拠出金の収納率を99%以上とする。 ※過去5年間の副作用拠出金の収納率の平均は、 約99%	・副作用拠出金及び感染拠出金の未納業者に対し、 電話や文書による督促を行い、収納率を99%以上 とする。	○ 副作用拠出金の収納率は99.7% (3,249百万円:778業者、8,968薬局)。 感染拠出金の収納率は100% (556百万円:101業者)。
	・安全対策等拠出金については、制度の普及を図る	・各拠出金の効率的な収納と収納率の向上を図るた	
	とともに納入業者の管理を徹底し、中期目標期間終 了時までに、副作用及び感染拠出金と同様の収納率 を目指すものとする。	め、 ① 薬局製造業者の多数が加入している(社)日本薬剤師会に当該薬局に係る拠出金の収納業務を委託	○ 薬局医薬品製造販売業者からの拠出金収納業務については、(社) 日本薬剤師会と収納業務委託契約を締結し、収納事務の効率化、 収納率の向上を図った。 (収納率は、 副作用拠出金 99.6% (8,968薬局/9,002薬局) 安全対策等拠出金 99.5% (8,960薬局/9,002薬局)
		② 安全対策等拠出金については、納付義務者の 円滑な納付を促すため、引き続き制度の理解と 周知を図る。また、拠出金の納付・申告のため の手引きを作成し、全納付義務者に配布	○ 安全対策等拠出金については、以下の取り組みを行い、関係者への周知を図った。 ・医薬品及び医療機器関係業界団体への周知協力依頼・各種講演会等を通じての協力の要請(チラシの配布の実施)・ホームページ上での周知・関係業界紙への広告掲載を平成18年7月に実施。 ・平成18年6月に「申告・納付の手引き」を作成し、納付対象者へ送付(12,768部)・平成18年11月には、未納者に対し催促の手紙を送付した。その結果、平成18年度安全対策等拠出金の収納率は98.3%(1,220百万円:3,180業者、8,960薬局)。

中期目標	中期計画	平成 18 年度計画	平成 18 年度の業務の実績
		③ 納付義務者の利便性を図り、また、迅速な資金移動を行うため、収納委託銀行及び郵便局による金融収納システムを活用した徴収を行う。	○ 拠出金の納付について、主要銀行4行及び貯金事務センター(郵 便局)と収納委託契約を締結し、納付義務者の利便性を確保する とともに、迅速な資金移動が行われた。
			(平成16年度各獎出金职納蘇斯) 獎出金額
			区 分 対象者(件) 納付者数(件) 収納率(%) 空流流流的 (百万円) (百万円) (百万円) (100% 3.240
			副作用 薬 局 9,002 8,988 99.6% 9
			拠 出 金 計 9,780 9,745 99.7% 3,249
			應染機出金 製造販売業 101 101 100X 556 製造販売業 3,344 3,180 95.1X 1,211
			安全対策等 援出金
エ 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針」(平成17年6月21日閣議決定)に基づき、医薬品等の承認審査の迅速化のための体制強化を進める中で、「行政社界の企業を表現して、1年1月2日2日2日2日2日2日2日2日2日2日2日2日2日2日2日2日2日2日2日	エ 「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ、効率的運営に努め、中期目標第2(2)工に基づく取組を始める期初の人件	エ 「行政改革の重要方針」(平成17年12月24 日閣議決定)を踏まえ、効率的運営に努め、人件費 の削減を行う。併せて、国家公務員の給与構造改革 を踏まえ、給与体系の見直しの検討を行う。	を若手とすることができたこと等により、欠員の人件費を除いて
「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣 議決定)を踏まえ、平成18年度以降の5年間において、国家公務員に準じた人件費削減の取組を行うこと。これを実現するため、現中期目標期間の最終年度までの間においても、必要な取組を行うこと。	費から、平成18年度以降の5年間において、5% 以上の削減を行う。当該中期目標期間の最終年度ま での間においても、3%以上の削減を行う。併せて、 国家公務員の給与構造改革を踏まえ、給与体系の見 直しを行う。	を始まえ、相サ冲水の丸直しの便利を11 7。	② 平成19年4月からの新人事評価制度の導入に合わせ、国家公務員の給与構造改革等を踏まえた新しい給与制度を構築し、給与規程等の必要な改正を行った。
併せて、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、給与 体系の見直しを進めること。	※「中期目標 第2(2) エに基づく取組を始める期初の人件費」とは、346人×17年度一人当たりの人件費		
(3) 国民に対するサービスの向上	(3)国民に対するサービスの向上	(3)国民に対するサービスの向上	
国民に対する相談体制を強化するとともに、業務運営及びその内容の透明化を確保し、国民に対するサービスの向上を図ること。	・一般消費者などからの相談や苦情に対する体制の充 実強化を図る。	・一般消費者・国民からの相談や苦情に対応するため に設置した一般相談窓口の円滑な運用を図る。更に、 広く機構に対する意見・要望等を収集するための仕組 みを検討するとともに、受け付けた意見について、業 務改善に繋げるようにする。 また、審査や安全業務に対する関係者からの要望等	① 機構に寄せられた相談等への対応方法及び寄せられた意見を業務改善につなげるための検討方法を定めた「一般相談等対応方針」に基づき、一般相談窓口を運用した。また、相談者の利便性の向上を図るため、昨年に引き続き、昼休みを含めた対応を実施している。
		についても、適切に対応けるとともに、受け付けた意 見等について、業務改善に繋げるようにする。	② 平成17年度に引き続き、相談事例を踏まえたFAQの整備を図ると ともに、専門性を有する相談を除き、一般相談窓口で対応が完結 するよう取り組んだ。
			③ 平成18年度における相談件数及びその内容は、次のとおりで、月平均199.5件であった。
			照会・相 苦 情 意見・要 その他 合 計 製
			相談件数 2,387 3 4 0 2,394
			④ 機構来訪者が意見・要望・苦情等を発信できるようにするとともに、寄せられた意見等を業務運営の改善のための参考として活用するため、ご意見箱を設置しているが、平成18年11月からはFAXによる受付を新たに開始し、機構来訪者が意見・要望・苦情等を容易に発信できるようにした。
			⑤ 申請者から新医薬品、新医療機器及び改良医療機器の審査進捗 状況に関する問い合わせがあった場合には、担当部長による面談 を実施し、次の審査段階までのおよその見込み期間等を説明する 取り扱いを行っており、平成18年度において、新医薬品は87件、 新医療機器及び改良医療機器は3件であった。

中期目標	中期計画	平 成 18 年 度 計 画	平成 18 年度の業務の実績
			③ また、申請者から機構における審査等業務及び安全対策業務に 関する不服申立て等が行われた場合には、担当部長(再度の不服 申立て等の場合は、審査センター長又は安全管理監)が直接検討 を行い、15勤務日以内に回答する仕組みを設けている。平成18年 度において、審査等業務及び安全対策等業務関する不服申立て等 はなかった。
	・業務内容及びその成果について、本機構のホームページにおいて適宜、公表するとともに、広報誌においても公表する。		① 機構の業務実績等については、平成17年度年度の業務実績をとりまとめた「平成17事業年度業務報告」を作成。平成18年6月開催の運営評議会資料として活用するとともに、同年8月の独法評価委員会(平成17年度の業務実績評価時)の参考資料として提出した。同年8月には冊子化し、関係機関等へ配布するとともに、同内容をホームページに掲載した。また、平成19年1月には、平成18年度上期の業務実績についての半期報を作成し、ホームページに掲載した。
			② 申請等に必要な手続やその流れ及び必要書類等について、必要 なものから順次、ホームページに掲載を行った。
		・機構業務の透明性を高めるとともに、国民等が利用 しやすいものとするため、ホームページの掲載内容や 英文ホームページの充実を図る。	① サイト・ページ再構成と既存コンテンツの整理を目的として、 平成19年3月30日に、ホームページをリニューアルし、サイト・ ページ等を再構築した。同様に、英文ホームページについても、 同日に、サイト・ページを再構成し、より分かりやすく使いやす いものとなるよう改修を行った。
			② 機構が行う対面助言(治験相談・簡易相談)及び事前相談等の情報に係るコンテンツについては、「独立行政法人医薬品医療機器総合機構が行う対面助言、証明確認調査等の実施要領等について」(平成19年3月30日薬機発第0330004号独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長通知)の発出にともない、これらを一つにまとめ、相談希望者にわかりやすいものとした。
		・国民を対象としたフォーラムを開催するなどし、機構の業務や活動の広報を行う。	○ 機構の業務内容やその活動について周知を図るとともに、医薬品・医療機器の意義及び適正使用等についての普及、啓発を行うため、「もっとよく知ろう"医薬品・医療機器"〜安心の医療のために〜」をデーマに掲げ、平成18年12月2日(土)、有楽町朝日ホールにおいて、「医薬品医療機器国民フォーラム」を開催した。基調講演、ミニセミナー及びパネルディスカッションの構成で実施し、参加者は334名であった。なお、議事録等を機構ホームページに掲載している。
		・情報公開法令に基づき、法人文書の開示請求処理を適切に行う。	① 開示決定等を遅滞なく行い、必要に応じて第三者意見照会を行った(平成18年度請求件数248件)。
			② 法人文書開示請求の異議申立てのうち、昨年度から情報公開・個人情報保護審査会で諮問を行っていた案件については、平成18年9月19日に、同審査会より機構の不開示決定を妥当とする答申があり、同年9月25日に、異議申立てを棄却する決定書を異議申立人に送付した。
			③ 平成18年8月18日に異議申立があった2件は、同年11月20日に 情報公開・個人情報保護審査会に諮問している。同年11月10日及 び平成19年1月4日に異議申立があった4件は、次年度に同審査 会へ諮問の予定である。
	・独立行政法人制度に基づく外部監査の実施に加え、 計画的に内部業務監査や会計監査を実施し、その結 果を公表する。		○ 各監査報告書等については、適宜ホームページに掲載した。
	・支出面の透明性を確保するため、審査手数料及び拠 出金の使途等、財務状況についても公表する。	・財務状況を年次報告として公表する。	○ 平成17事業年度決算については、ホームページ及び事業所備え付け(平成18年9月)、官報公告(平成18年10月)において公表した。

中期目標	中期計画	平成 18 年度計画	平成 18 年度の業務の実績
第3 部門毎の業務運営の改善に関する事項及び国民 に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に 関する事項	第2 部門毎の業務運営の改善に関する事項及び国民 に対して提供するサービスその他の業務の質の向 上に関する事項に係る目標を達成するためにとる べき措置	第2 部門毎の業務運営の改善に関する事項及び国民 に対して提供するサービスその他の業務の質の向 上に関する事項に係る目標を達成するためにとる べき措置	
1 健康被害救済給付業務	1 健康被害救済給付業務	1 健康被害救済給付業務	方々に対し、適正かり迅速な扱併を行うため、以下の指直を蒔した。
健康被害救済給付業務については、医薬品副作用被害救済制度及び生物由来製品感染等被害救済制度(以下「救済制度」という。)をより多くの方々に周知し、適切に運用するとともに、医薬品による副作用及び生物由来製品を介した感染等による健康被害を受けられた方々に対し、適正かつ迅速な救済を行うことが重要である。	健康被害救済給付業務については、医薬品剧作用被害救済制度及び生物由来製品感染等被害救済制度(以下「救済制度」という。)をより多くの方々に周知し、適切に運用するとともに、医薬品による副作用及び生物由来製品を介した感染等による健康被害を受けられた方々に対し、適正かつ迅速な救済を行うため、以下の措置をとることとする。		
(1)制度に関する情報提供の拡充及び見直し	(1)制度に関する情報提供の拡充及び見直しに係る 目標を達成するためにとるべき措置	(1)制度に関する情報提供の拡充及び見直しに係る 目標を達成するためにとるべき措置	
ア 制度に関する情報提供の内容を充実させ、制度運営の透明化を図ること。	ア 平成16年度中にホームページ等において、給付 事例、業務統計等の公表を行う。	ア・ホームページ等において、給付事例、業務統計等 の公表を行い、医療関係者、国民及び製造業者等に 対し、給付実態の理解と救済制度の周知を図る。 なお、公表に当たっては、個人情報に配慮して行 うものとする。	○ 教済制度に係る支給・不支給事例については、平成17年度第3 四半期までに決定された分について、ホームページで公表した。 また、業務統計については、平成18年度の業務実績等を同様にホ ームページに掲載する予定である。
イ 請求書類の不備等により処理に時間を要する事業 を減らし、業務の効率化を図ること。	イ・パンフレット及び請求手引の改善、インターネットを通じた情報提供の内容の改善等、情報の受け 手にとっての使い易さ・分がり易さといった観点 で情報提供の実施方法について見直しを行う。	イ・パンフレット、請求手引きについては、医師や患者等にとって、使いやすく、かつ、分かりやすくした内容に改善する。また、インターネットを通じた情報提供の実施方法についても、同様の観点から、引き続き見直しをする。	① 健康被害救済制度を医師や患者等にとって分かりやすく解説した冊子を作成し配布するとともに、ホームページに冊子(PDF形式)及び冊子を要約した動画を配信しより使いやすくした。 ② 請求書の記載要領を作成し、患者等にとって記入しやすくなる
		JIC MCC JUBE O E / So	よう改善を図った。
	・平成16年度中に、請求書の書式等をホームページからダウンロードできるようにする。	・請求書の書式等のダウンロードサイトについて、 医師や患者等にとって、より使いやすく、かつ、分 かりやすくした内容に改善する。	○ 請求書の書式等をホームページからダウンロードできるようにした。また、パンフレットに請求書の書式等がダウンロードできるURLを掲載し、より使いやすくした。
	・ホームページの掲載内容をより充実し、ホームページへのアクセス件数を中期目標期間終了時までに、平成15年度と比べて20%程度増加させる。	・ホームページの掲載内容をより充実し、広報活動 を強化することにより、ホームページへのアクセス 件数を平成15年度と比べて15%程度増加させ る。	○ ホームページの掲載内容をより充実し、広報活動を強化することにより、アクセス件数は51,810件(対平成15年度比45%増)となった。さらに、インターネットによる広報を5ヶ月間実施した結果、健康被害救済制度の概要を記載した広報専用ページに74,564件のアクセス件数があり、制度の周知に寄与した。
			平成15年度 平成16年度 平成17年度 平成18年度 平成15年度比
			HP71 35,726 41,947 37,655 51,810 45%増 セス件
(2)制度周知のための広報活動の積極的実施	(2)制度周知のための広報活動の積極的実施に係る 目標を達成するためにとるべき措置	(2)制度周知のための広報活動の積極的実施に係る 目標を達成するためにとるべき措置	
教済制度を幅広く国民に周知すること。	・救済制度について、効果的な広報を検討し、積極的に実施する。	・教済制度について、広告会社等を活用するなど、 効果的な広報を検討し、実施する。	① 広告会社等を活用し、健康被害救済制度を分かりやすく解説した「ご存知ですか?健康被害救済制度」の冊子による広報(日本医師会雑誌(約10万部)・日本薬剤師会雑誌(約10万部)に同梱、冊子を要約した動画及び冊子をPDFが式にし機構ホームページより配信)、インターネットによる広報(2専門サイトにバナー広報、7総合サイトにキーワード連動広報、医師向けサイトのソネットm3による広報)、薬袋への広報(419薬局に約445万枚配布)を実施した。

中期目標	中 期 計 画	平成 18 年度計画	平成 18 年度の業務の実績	
	・新聞広報等の媒体を活用し、より多くの方に、引き 続き教済制度の周知を図る。	・新聞、ホームページ、バンフレット等の媒体を活用し、より多くの方に対し、引き続き教済制度の周知を図る。	② 個別広報として、関係団体の協力を得て ア) 日本製薬団体連合会発行の医薬品安全対策情報誌(23万部) に制度概要を掲載し、全医療機関に配布した。 イ) 全国の薬剤師会の協力により、制度紹介パンフレットを薬局 に約92万4千部配布した。 ウ) 全国の日本赤十字社血液センター(47都道府県血液センター) の協力により、制度紹介パンフレットを医療機関に約1万7千 部配布した。 エ) (社)日本薬剤師会発行の「お薬手帳」に制度概要を掲載した。	
	・医療関係者に対し制度の普及や理解を得ることに努 める。	・医療に関する専門誌を活用した広報を実施する。	③ 感染救済制度については専門誌6誌、またHIV感染者等の受託給 付業務に関しても、専門誌5誌に広報を実施した。	
		・医療従事者が制度に対する理解を深められる周知 広報を検討し、実施する。	④ 全国自治体病院学会プログラム・抄録集に制度を掲載した。	
		AIR CORPORT SAME / GO	⑤ 医学会等(日本医療薬学会、日本薬剤師会学術大会、日本薬学会年会)に参画し、8ヶ所で制度について講演した。	
		•	⑥ 全国6カ所の医療機関に直接赴いて制度の説明を行った。	
			⑦ 「第20回日本エイズ学会学術集会・総会」において救済制度全 般に係るポスター展示や抄録集への掲載、資料配布を行った。	
(3) 相談窓口の拡充 相談窓口を拡充し、救済制度の給付手続きに関する	(3) 相談窓口の拡充に係る目標を達成するために取 るべき措置	(3)相談窓口の拡充に係る目標を達成するために取 るべき措置		
相談を広く受け付ける体制を充実させること。	・相談窓口に専任の職員を配置し、制度利用に関する 相談や副作用給付や感染給付手続きに関する相談を 専門に受け付ける体制を充実させる。	・相談窓口に専任の職員を配置し、制度に関する相談や副作用教済給付や感染教済給付手続きに関する相談を専門に受け付ける体制を充実させる。また、相談マニュアルは、使いやすく、かつ分かりやすくした内容に改善する。	○ 相談窓口に配置した専任の職員によるフリーダイヤル(平成1年7月12日導入)を活用した相談が行われているところであり、利用者にとって制度や給付手続きに関する相談がしやすい体制の下、相談業務を実施した。また、相談マニュアルについては、改善に向けて検討中であり、早急に改善をする予定である。	
	・このように体制を充実させる中で、年間相談件数を中期目標期間終了時までに、平成15年度と比べて20%程度増加させる。	・相談体制の充実と効果的な広報を行うことにより 年間相談件数を平成15年度と比べて15%程度増 加させる。	○ 制度の普及について積極的な広報活動を行うことにより、相談 件数は、平成15年度と比較して20%増の6,427件となった。	
	20%性及増加させる。	лсчる。	平成15年度 平成16年度 平成17年度 平成18年度 平成15年度比	
			相談 5,338 3,911 4,307 6,427 20%增 件数	
(4)情報のデータベース化による一元管理 救済給付業務に関する情報のデータベースをより使	(4)情報のデータベース化による一元管理に係る目標を達成するためにとるべき指置	(4)情報のデータベース化による一元管理に係る目 標を達成するためにとるべき措置		
教育権が実務に関する情報のフークペースをより使いやすいものに改修すること等により業務の効率化の 推進を図ること。	・副作用救済給付業務に関する情報、特に原因薬や 健康被害に関する情報のデータベースをより使い やすいものに改修する。	・副作用教済給付業務や感染教済給付業務に関する情報、特に原因薬や副作用疾病名等に関する情報のデータベースへのデータ蓄積を進めるとともに、蓄	① 副作用教済業務及び感染教済業務では、事務の効率化を図るため、既存のデータベースを改修し、タイムクロック管理や統計・ 検索機能等を強化した。	
	・新たに始まる感染教済給付業務については、副作 用教済給付業務のシステムを活用し、効率的なシ ステムを構築する。	積されたデータを様々な角度から分析し、統計的な解析により、副作用発症の傾向や相関関係を探ることができるシステムを構築する。	② 原因薬や副作用疾病名等に関する情報について、蓄積されたデータを様々な角度から分析し、統計的な解析により副作用発症の傾向や相関関係を探ることが出来る新たに開発する「救済給付データーベース統合・解析システム」を平成18年11月から平成19年8月を納期とする複数年度契約を締結し、第1次開発に着手した。	

中期目標	中期計画	平成 18 年度計画	平成 18 年度の業務の実績
(5)事実関係の調査等による請求事案の迅速な処理	(5) 事実関係の調査等による請求事案の迅速な処理 に係る目標を達成するためにとるべき措置	(5) 事実関係の調査等による請求事案の迅速な処理 に係る目標を達成するためにとるべき措置	
ア 教済給付の請求事案の迅速な処理を図ること。	ア 請求事案の迅速な処理を図るため、救済給付の請求を受け、厚生労働大臣に医学的薬学的事項に関する判定を申し出るに当たり、請求内容の事実関係を調査・整理する。	ア・請求事案の迅速な処理を図るため、厚生労働大臣に医学的薬学的事項に関する判定を申し出るに当たり、次の文書を厚生労働大臣に提出する。 ① 提出された診断書等の検討を行い、資料が必要と認められる場合には、関係する医療機関や製造業者に対して、その提出を求め、得られた回答文書 ② 提出された診断書等を活用し、時系列に作成した症例経過概要表 ③ 教済給付の請求内容について、提出された資料に基づき、事案の概要及び類似事例等を調査・整理した調査報告書	例経過概要表作成、③調査報告書の作成の各業務を行い、平成1: 年度計画に掲げた各種文書を厚生労働大臣に提出した。 ※ 副作用教済では請求数788件、支給・不支給決定845件(うち 76件支給決定)。感染教済で請求数6件、支給・不支給決定件数 7件(うち7件支給決定)。 『生労働名(集事・食品集生審議会) ※
			対定の単血(開水を中) ・ 対す
イ 標準的事務処理期間(厚生労働省における医学的 薬学的判定を行う期間を含む。)内に支給・不支給決 定できる件数を増加させること。(ただし、医学的薬 学的判断等のため、請求者、医療機関等に対し、追 加・補足資料及び調査が必要とされ、事務処理を行 うことができなかった等の期間については除く。)	イ・請求から支給・不支給決定までの標準的事務処理期間 (厚生労働省における医学的薬学的判定をの連携を図りつつ、上記アの調査・整理を迅速に行うとともに支給・不支給決定の事務処理方法を改善する事務処理期間内巨くの場所を決定する件数を全請求件数の60%以上とする。・ただし、医学機関等に対し、通知・補足資料及び調査が必要とされ、事務処理を行うことができなかった等の	イ・請求から支給・不支給決定までの標準的事務処理 期間(厚生労働省における医学的薬学的判定を行う薬 期間を含む。)を8ヶ月とする。ただし、医学的美 門物等のため、請求者、医療機関等に対し、追 加・補足資料及び調査が必要とされ、事務処理を行 うことができなかった期間等については除くものと する。 2 部会制の定着に応じ、医学的薬学的判断を行う 厚生労働省との時間配分を見直す。 ・請求件数は大幅に増加しているが、引き続き、教 済給付業務の処理体制の強化を図るとともに、厚生	調整を行い、標準的事務処理期間8ヶ月のうち、医学的薬学的判断を行う同省との時間配分を、同省2ヶ月(前年度2.5ヶ月)、機構6ヶ月(前年度5.5ヶ月)と見直しを行い、適切な役割分担を行った。 ○ 支給・不支給を決定する件数のうち、標準的事務処理期間内に決定した件数の割合である達成率は平成17年度より大幅に改善さ
	期間については除くものとする。	労働大臣の迅速な判定を求め、標準的事務処理期間 内に支給・不支給の決定件数の増加を図る。 ・支給・不支給決定に係る事務処理について、迅速 効率化を図るための方策を厚生労働省と引き続き検 討する。	
			【副作用被害教済の実績】
			年 度 平成15年度 平成16年度 平成17年度 平成18年度
			請求件数 793件 769件 760件 788件
			决定件数 566件 633件 1,035件 845件
			取下if件数(A)数) 2件 1件 4件 0件 0件
			達成半半 17.6% 14.5% 12.7% 65.3%

- 12 -

処理期間(中央値)

10.6月

12.4月

* 「処理中件数」とは、各年度末時点の数値。 **「達成率」とは、当該年度中に決定されたもののうち、8ヶ月 以内に処理できたものの割合。

11.2月

6.6月

と。 (7)被害実態等に関する調査の実施に関する検討 (4)被害実態等に関する調査の実施に関する調査の実施に関する検討に 係る目標を達成するためにとるべき指置 変済給付受給者の被害実態等に関する調査の実施に関する観査の実施に関する検討に 係る目標を達成するためにとるべき指置 変済給付受給者の被害実態等に関する調査の実施に関する関連の実施に関する検討に を要品の副作用による整味被害を検討を含めたこと。 (5)被害実態等に関する調査の実施に関する検討に 係る目標を達成するためにとるべき指置 変済給付受給者の被害実態等に関する関査の実施に関する関連の実施に関する検討に を要品の副作用による整味を達成するためにとるべき指置 を要品の副作用による整味を選集を対するQOL向上 策等を検討するための資料を得る調査研究事業を実施 する。 (7)被害実態等に関する検討に (6) 理能に関する検討に を要品の副作用による重複かの素が全体を検討で (7)被害実態等に関する検討に (8) に配慮しつつ安全対策部門に適切に提供する。 (7)被害実態等に関する検討に (6) 理能に関する検討に (6) 技術に関する検討に (6) 理能に関する検討に (6) 理能に関する検討に (6) 理能を達成するためによるな対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対	中 期 目 標	中 期 計 画	平成 18 年度計画	平成 18 年度の業務の実績
ける総付事例を安全対策部門に適切に情報提供すること。 (7) 被害実態等に関する職計 (7) 被害実態等に関する職者の実施に関する職計 (7) 被害実態等に関する職者の実施に関する職計 (7) 被害実態等に関する職者の実施に関する職計 (7) 被害実態等に関する関連の実施に関する職計 (7) 被害実態等に関する関連の実施に関する職計 (7) 被害実態等に関する関連の実施に関する職計 (7) 被害実態等に関する関連の実施に関する関連の実施に関する関連の実施に関する関連の実施に関する関連の実施に関する関連を設定したのになるとき措置 変済給付受給者の被害実態等 (2) 平成18年4月に「医薬品による重導のも少な健康被害等、対するQO1向上 (5) 表表の対象を関することのでは、対象を持ちるの表面が法に関する関連を表しました。 (8) 表表の対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対	(6) 部門間の連携を通じた適切な情報伝達の推進			
係る目標を達成するためにとるべき指置 「機構極社事業において、表済給付受給者の被害実態等に関する調査について検討し、その検討結果を踏まえ、関連を作うこと。 「株の内容、対象者等もの実施方法について中成計合年度中に検討を行い、その検討結果を踏まえ、平成第年を検討するための資料を得る調査研究事」の現金温を開催した。 第注え、調査を行うこと。 「本度中に検討を行い、その検討結果を踏まえ、平成第年を検討するための資料を得る調査研究事業を実施第2、17年度中に被害実態等に関する調査を行う。 「本度中に検討を行い、その検討結果を踏まえ、平成第年を検討するための資料を得る調査研究事業を実施第2。 「本度中に検討を行い、その検討結果を踏まえ、平成第年を検討するための資料を得る調査研究事業を表施する。 「調査研究事業概要」「中度は申3月」の結果を踏まえ、異常者のためが、地域17年度に実施した「医薬品の制作用による健康を調査研究事業の通りの対象を確認する。 「調査研究事業概要」「中域18年3月」の結果を踏まえ、異常者のためな健康被害者の2010点と表した。 「調査研究事業概要」「中域18年3月」の結果を踏まえ、異常者の成者の主意が対した。 「調査研究事業概要」「中域17年度に実施した「医薬品の制作用による健康を調査研究事業概要」「中域17年度に実施した「医薬品の制作用による健康を調査研究事業概要」「本のな関係を持てからように実施した「医薬品の制作用による健康を調査研究事業の関係するために実施した。「実施した「医薬品の制作用により重査研究事が対した。」 「調査研究事業概要」「本のは17年度に実施した「医薬品の制作用により重査研究事業の関係と対するための資料を得るために実施した。「実施した「関連を研究すると対しまました。」 「調査研究事業の2010点と表現を対した。」「対応17年度に実施した」「大きな対象を対象すると対した。」 「対した。「は、17年度に実施した」」「対象を研究事業の2010点と表現を対象すると対した。」 「対象を研究事業の2010点と表現を対象すると対した。」 「対象を研究すると対しまました。」「は、17年度に対象すると対した。」 「対象を研究すると対した。」 「対象を研究すると対した。」 「対象を研究すると対した。」 「対象を研究すると対した。」 「対象を研究すると対しまました。」 「対象を研究すると対した。」 「対象を研究すると対した。」 「対象を研究すると対した。」 「対象を行う、2010点と表現を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を	ける給付事例を安全対策部門に適切に情報提供するこ	ける給付事例については、個人情報に配慮しつつ安全	いては、判定結果において得られた情報を、個人情報	○ 個人情報を除いたうえで、副作用教済では支給・不支給決定情報を安全対策部門に提供し、感染教済についても、請求情報6件及び支給・不支給決定情報7件を安全対策部門へ提供した。
等に関する調査の実施について検討し、その検討結果 を踏まえ、環査を行うこと。	(7)被害実態等に関する調査の実施に関する検討		(7)被害実態等に関する調査の実施に関する検討に 係る目標を達成するためにとるべき措置	
(1) 調査研究の目的 平成17年度に実施した「医薬品の副作用による健康 態調査」(平成18年3月) の結果を踏まえ、障害者のた 教施策では必ずしも支援が十分ではと考えられる重 物力等を検討するための資料を得るために実施した。 (2) 調査研究対象者(平成18年度調査研究協力者63名) 医薬品の副作用により重篤かつ希少な健康被害を受け の	等に関する調査の実施について検討し、その検討結果	て、その内容、対象者等その実施方法について平成1 6年度中に検討を行い、その検討結果を踏まえ、平成	踏まえ、重篤で稀少な健康被害者に対するQOL向上 策等を検討するための資料を得る調査研究事業を実施	るQOL向上等のための調査研究班」の班会議を開催した。 健康被害を受けられた方々の日常生活の様々な取り組みの状況 等を調査する項目の確定を行い、それに基づき調査研究事業を開
・ 中成17年度に実施した「医薬品の副作用による糖尿酸」(平成18年3月)の結果を踏まえ、障害者のた 般施策では必ずしも支援が十分でないと考えられる重				【調査研究事業概要】
医薬品の創作用により重篤かつ希少な健康被害を受ける。 (3) 調査項目の種別 ア・生活状況調査票(本人記入用) A票(福祉サービスの利用状況についての調査) B票(社会活動を中心とした調査) C票(1年間取り組んできたサービス等の満足度を中心 た調査) イ・健康状態報告書(医師記入用) D票(調査研究事業用診断書) (8) スモン患者及び血液製剤によるHIV感染者等に対する受託支払業務等の適切な実施に係る目標 ドン対する受託支払業務等の適切な実施に係る目標を連				平成17年度に実施した「医薬品の副作用による健康被害実態調査」(平成18年3月)の結果を踏まえ、障害者のための一般施策では必ずしも支援が十分でないと考えられる重篤かつ希少な健康被害者のQOLの向上策及び必要なサービス提供の在
ア、生活状況調査票(本人記入用) A票(福祉サービスの利用状況についての調査) B票(社会活動を中心とした調査) C票(1年間取り組んできたサービス等の満足度を中心 た調査) イ、健康状態報告書(医師記入用) D票(調査研究事業用診断書) (8) スモン患者及び血液製剤によるHIV感染者等 に対する受託支払業務等の適切な実施 に対する受託支払業務等の適切な実施に係る目標 対する受託支払業務等の適切な実施に係る目標を達				(2) 調査研究対象者 (平成18年度調査研究協力者63名) 医薬品の副作用により重篤かつ希少な健康被害を受けた者
				ア. 生活状況調査票(本人記入用) A票(福祉サービスの利用状況についての調査) B票(社会活動を中心とした調査) C票(1年間取り組んできたサービス等の満足度を中心とし
に対する受託支払業務等の適切な実施 に対する受託支払業務等の適切な実施に係る目標 対する受託支払業務等の適切な実施に係る目標を達				
		に対する受託支払業務等の適切な実施に係る目標	対する受託支払業務等の適切な実施に係る目標を達	
する受託支払業務等を適切に実施すること。		るHIV感染者等に対する受託給付業務の実施に当たっては、個人情報に特に配慮し、委託契約の内容に基	るHIV感染者等に対する受託給付業務の実施に当たっては、個人情報に特に配慮し、委託契約の内容に基	① 受託支払業務は、裁判上の和解が成立したスモン患者に対し、 健康管理手当及び症状の程度が症度Ⅲで超重症者、超々重症者に 該当する方々に対する介護費用の支払いを、昭和54年12月以降製 薬企業から委託を受けて支払業務を行った。また、症度の程度が 症度Ⅲで重症者に該当する方々に対して、昭和57事業年度以降、 国から委託を受けて介護費用の支払業務を行った。
平 成 1 8 年 度				
受給者数(人) 2,381				
支払額(千円) 1,683,500 内は健康管理手当 1,251,622				() (本体 年 千) (1 051 000
人群集星 (◆巻△) 21E 002				△禁華田 (△巻△) 215 097
訳				元

中期目標	中 期 計 画	平 成 18 年 度 計 画	平成 18 年度の業務の実績
中期目標	中期計画	平成18年度計画	平 成 18 年 度 の 業 務 の 実 績 ② 受託給付業務は、財団法人友愛福祉財団の委託を受け、血液製剤に混入したHIVにより健康被害を受けた方に対して、3つの事業を行った。 (1) エイズ未発症者に対する健康管理費用の支給【調査研究事業】 (2) 裁判上の和解が成立したエイズ発症者に対する発症者健康管理手当の支給【健康管理支援事業】 (3) 裁判上の和解が成立していないエイズ発症者に対する特別手当等の給付【受託給付事業】 平成 1 8 年度 人数 (人) 支給額 (千円) 調査 研 究事業 618 334,653 健康管理支援事業 120 210,000
			受託給付事業 3 8,678
			合 計 741 553,331
2 審査等業務及び安全対策業務 審査等業務及び安全対策業務については、国民が、 国際的水準にある医薬品・医療機器を安心して用いる ことができるよう、よりよい医を薬品・医療薬品・ 早く安全に医療現場に届けるとを確保し、保健衛生上の 危害発生の防止、発生時の的確・迅速な対応をたって たを薬品・医療機器がその使命をより長期にあた。 医薬品とができるようにすることが重要である。 このような考え方を踏まえ、相談・審査と市販後安 全対策の体制を強化するとともに、これらが有機的に 連携し、以下の目標を達成すること。	たすことができるよう、相談・審査と市販後安全対策 の体制を強化するとともに、これらを有機的に連携さ せるため、以下の措置をとることとする。	2 審査等業務及び安全対策業務	③ これら業務について、個人情報に配慮し、委託契約の内容に基づき適切な業務を行った。 審査等業務及び安全対策業務については、国民が、国際的水準にある医薬品・医療機器を安心して用いることができるよう、よりよい医薬品・医療機器が適正に使用されることを確保し、保薬品・医療機器が適正に使用されることを確保し、保薬品・医療機器が適正に使用されることをを行い、医薬品・医療機器が著のにつきるより長期にわたって果たすことができるよう的確に実施する必要がある。このため、相談・審査と市販後安全対策の体制を強化するとともに、これらを有機的に連携させ、中期計画や平成18年度計画の目標を達成することを目指し、以下の業務を実施した。
(1) 先端的な医薬品・医療機器に対するアクセスの 迅速化	(1) 先端的な医薬品・医療機器に対するアクセスの 迅速化に係る目標を達成するためにとるべき措置	(1) 先端的な医薬品・医療機器に対するアクセスの 迅速化に係る目標を達成するためにとるべき措置	
ア 国民や医療関係者が、そのニーズに即した先端的でかつ安全な医薬品・医療機器の便益を速やかに享受し、その恩恵を最大限に得ることができるよう確保すること。また、このような迅速化による製薬企業等の恩恵も確保すること。	ア・国民や医療関係者のニーズを把握するため、学会 や医療関係者等との対話を実施するとともに、ニ ーズ調査を実施する。	ア・医療関係者のニーズを把握するため、学会や医療関係者との対話を実施する。	① 医療関係者のニーズを把握するため、国内外の学会等への参加 を通じて、積極的に医療関係者等と意見交換を行った。 ※学会・セミナーへの参加実績:国内外延べ664名(296件) ② 欧米諸国で承認されているが国内では未承認の医薬品について、
来可VANA UNEIA 7 GCC。		・平成17年度に実施したニーズ調査の結果を基 に、審査等業務の改善策等について、検討する。	学会及び患者の要望を定期的に把握するため、厚生労働省に平成17年1月に設置された「未承認薬使用問題検討会議(座長:掘田知光(国立病院機構名古屋医療センター院長)」において引き続き検討が進められており、その検討結果に基づく治験相談や承認申請に対応した。

中 期 目 標	中期計画	平成 18 年度計画	平成 18 年度の業務の実績						
			② 医療機器及び体外診断用医薬品の治験相談については、開発の 各段階における様々なニーズへのきめ細かい対応が求められてい る。 また、ファーマコゲノミクスや再生医療等の最先端技術を利用						
			した細胞・組織利用製品などの分野においては、開発の前例が少ないことから、開発や承認申請に関する助言へのニーズが非常に 高い。						
			これらの要求に対応するため、医療機器及び体外診断用医薬品の治験相談に係る新区分を設定するとともに、細胞・組織利用製品資料整備相談の区分を新たに設定した(平成19年4月1日施行)。						
	・治験相談及び審査の内容の整合性を図るため、治 験相談及び審査を同一チームで実施し、審査の迅 速化を図る。	・的確な審査を迅速に行えるようにするため、必要 な審査要員の充実を図り、審査体制の強化を行う。 併せて、審査等業務進行管理委員会において、機構 における審査・治験相談等の業務の進行管理を行	① 審査要員については、必要な人材の確保を進め、審査部門の職員数は、平成16年度当初154名から平成17年度当初178名、平成18年度当初197名、平成19年度当初は206名と増加した。						
		い、その改善を図る。	② 毎月、審査等業務の進行状況資料を作成し、「審査等業務進行管理委員会」において検証するとともに、審査各部においても進捗状況を常に把握・認識するよう努めている。(平成18年度 11回開催)。						
·			なお、進捗状況をより的確に把握できるようにするため、平成1 8年8月に、資料の抜本的な変更を行った。						
		・治験相談及び審査の内容の整合性を図るため、治 験相談及び審査を同一チームで実施する。	① 治験相談から承認審査までの各ステップを同一の審査チーム・ 同一スタッフが実施した。						
			② 新医薬品の審査は、原則として、薬学、医学、獣医学又は生物 統計学などの専門課程を修了した審査員で構成される審査チーム により実施された。また、審査チームの構成員は、担当部長、担 当審査役、チーム主任、チーム副主任、品質、毒性、薬理、薬物 動態、臨床及び生物統計を基本とした。						
			③ 新医薬品の審査は、薬効別に担当する部及びチームを定めたで、実施した。						
			④ 治験相談については、審査役並びに審査チームの中から選 た主担当及び副担当の3名が作成する相談者への指導・助言 基にチーム内で検討し、相談者と対面(治験)相談を行い、 記録を作成した。						
			【新医薬品の治験相談及び審査業務の実績】						
			平成16年度 平成17年度 平成18年度						
			治験相談件数 事前面談対応件数 306件 542件 564件						
			参則回級対応計数 300計 342計 304計 104計 104計 104計 104計 104計 104計 104計 1						
			審 査 関 係						
			専門協議実施件数 192件 121件 170件						
			審 面 形 式 127件 87件 130件						
			会 職 形 式 65件 34件 40件						
			部会審験件数 39件 46件 60件						
			部会報告件数 14件 21件 17件						

中期目標	中期計画	平成 18 年度計画	平成 18 年度の業務の実績
イ このため、平成16年4月1日以降の申請に係る 審査事務処理期間(「その年に承認された品目に係る 審査機関側の処理時間」をいう。)に係る短縮目標(大 権な制度変更、社会情勢の変化など例外的な場合を 除く通常時における目標。)を設定し、業務の改善を 図ること。また、効率的な審査体制を確立すること。	イ 平成16年4月1日以降の申請に係る審査事務処理期間の目標は、次のとおりとする。ただし、審査事務処理期間は、厚生労働省における審査期間をも含むものである。このため、当該期間を含んだきるの審査事務処理期間の目標を造成することができるよう、本機構においては、審査の迅速化など業務の改善を図ることとする。	イ・平成16年4月1日以降の申請に係る審査事務処理期間の目標は、次のとおりとする。ただし、審査事務処理期間は、厚生労働省における審査期間をも含むものである。また、医薬品・医療機器の製造販売承認に係るGMP/QMS調査については審査事務処理期間に影響を及ぼさないように処理することを適切な時期にこのためGMP/QMS調査の申請を適所県が実施することを申請者に要請するとの時期に対するGMP/QMS調査が適切な時期に終了するよう要請する。	
	 新医薬品については、中期目標期間中を通じて、 審査事務処理期間12ヶ月を70%について達成 することを確保するとともに、中期目標期間終了 時には80%について達成する。 	・新医薬品については、中期日標期間中を通じて、審査事務処理期間12ヶ月を70%以上、平成220年度においては80%を達成するため、次の取組みを行う。 ① 新医薬品の承認申請品目の偏りにより処理が、困難と見るなが審査体制の強性を図るとともに、業務の効率的運営のための改善を生労、機構内の改善をと対して、変別の消費を対して、変別の連手を表別でで理委をはいてし、進行管理委託を行管理委託を行い、任务を通行管理を対し、進行の支援を対し、進行の支援を対し、進行の支援を対し、企業務の対策を検証し、進行の支援を対し、企業の業務の業務の業務の業務の業務の業務の業務の事査を調査を表別で管理の実施を行う。 ③ 審査・調査・調査・調査・事の整備等により業務を適切に管理する。	 ① 承認申請された新医薬品(既承認医薬品と有効成分、分量は、用量学、開量学、財医学は生物統計学などの専門課程を修了した。 ② 新医薬品の審査業務については、各審査手の場合を実施間であるとともに、審査業務を的の容とする「新医薬品の審査業務をのい確かつ迅速に逐業事務処理期間に係るととれにご妻務を集施とするとのでは、各審査を実施間で選点が、では、各審査を実施間では、各審査書務の連切では、各審査書務のでは、各審査書務のでは、表書を表別を表別では、各審査書務のでは、表書を表別を表別では、表書を表別を表別では、表書を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を

中期目標	中期計画	平成 18 年度計画		平月	戊 1 8	8 年	度の	業務の) 実 着	責
					[新医薬	経品の承認	8状況 】		
		平成1 平成1 平成16 平成175		平成17年度 平成18		平成18年	年度			
				4年度	5年度	年度		うち平成1 6年度以降 申請分***		うち平成1 6年度以降 申請分***
			承認件 数と審 査期間 (中央 値)	(10.8	51件 (11.3 月.)	49件 (8.6月) [65%]**	60件 (12.0月 [50 %]**	24件 (8.6月) [83%]	77件 (13.7 月) [39%]**	49件 (10.5 <i>月</i>) [59%]
)[平 ある *)平] 内の9 成16年 平成16	6は、 度~平月 年3月 度、平	成18年度 以前の 成18年度	2月以内に の数値は 申請分も記	:、中期計議 含んだ数値	町の目標の	+数の割合。 の対象外で)申請分を対
			に管理を変える。	里するた コセスを こ実施し 明間(月	こめ、平 手の事務 こた各審 計請者か	Z成17年 例理期 F査プロ S要した	きからメ 間の管理∑ セス毎の?	トリックス) を導入し 処理件数及 政機関が弱	く管理シン くているス とびそれり	をより的(確審 なテンス が、平しれ で要 で で で で が で で し に り に り に り に り に り に り に り に り に り に
				査 ロセス		. 受付か 回面談	5 2.初回d ら専門協		門協議か 4	1. 審査結果から承認
			処理件数と総審査期間		i) *	79件 83.0日	54¢ 397.		6件 . 5日	45件 23.0日
			*) 総	審査期	間(中	央値)は	行政側T(C+申請者	側TCの合	計の中央値
			を1た応 りをに機も分 を1た応 りをに機も分 りをに機も分	いりとに、 尊一里、ことを感を、た同、設平し、立任の恵・立成、れ後の恵・ない。 立は、れるので、	等法面が、「年級の平衡である」等法面が、「年級の平度理未成を査務」では、日本では、日本では、日本では、日本では、日本では、日本では、日本では、日本	に係県を 第四のい 第四のい 第一年は	「業薬をは、 男連薬施、以度と平降と機 がに大準、も構作ににか ・議幅ではいた。 ・議幅ではいた。 ・議幅ではいたが、 ・機能では、 ・機能ではいたが、 ・他はいたが、 ・他はいいが、 ・他はいいが、 ・他はいいが、 ・他はいいが、 ・他はいいが、 ・他はいいが、 ・他はいいが、	とと係 ことにでり、 なりさを 中又減き請審 でりるれ事 とと係 ことにでりませる というでも というと という というでも といる というと というと というと といる というでも というと といる といる といる といる といる といる といる といる といる とい	い実の さ下、をの2476 により たまれ たに成け をの2476 により しょうしょう しょうしょう しょうしょう しょう しょう しょう しょう しょ	養平ない。 では、からは、からは、からは、からに、からに、からに、からに、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は

中期目標	中期計画	平成 18 年度計画	平 成 18	年 度	の業務	の実	績
				【新医薬品	の審査状況	1	
				件数*	承認済み	取り下げ	審査中
			平成16年3月31日以前のも の	139	96 (28)	23 (6)	20 [△34]
			平成16年度	87 (△1)**	64 (27)	9 (1)	14 [△29]
			平成17年度	57	20 (16)	4 (4)	33 [△20]
			平成 1 8 年 度	103	6 (6)	0	97 [97]
			ät	386 (102)	186 (77)	36 (11)	164 [14]
			*) 件数とは、部会審 **) 平成16年度の件数 ために件減少した。 注1:()の数値は、平	は、同一成	分の2申請	をまとめて	
			注2:[]の数値は、平			9A (7.19A)	
		・GMP/QMS調査業務を適切に管理するととも に、調査の迅速化・効率化のための改善を図る。	① 医薬品の製造所の製 っているかどうかにつ				MP省令に従
			【改正薬事法に基づくG 医薬品(体外診断月 実地調査180件(う	医薬品を	除く。)		·783件
			② GMP/QMS調査を効率(1) GMP/QMS調査担当3 グループに分けてつ、調査品目の多いすなど柔軟な対応に	者を、生物 C、それぞ ハグループ	r学的製剤、 れで責任を には、他の	化学薬品、 寺って調査を グループか	医療機器の を実施しつ
			(2) 迅速審査・優先報 日程の相談を進める				
			(3) 調査業務を的確7 改正を行った。	かつ迅速に	処理するた	め、標準業	務手順書の
			(4) 申請者に対して、 に、29回開催された				きするため
			③ 全ての品目においた、機構における調査の医薬品の調査期間のた割合は94.3%である。	をに6ヶ月 り中央値は1	要するとされ	れているとこ	ころ、実際

中期目標	中期計画	平成 18 年度計画	平	成 18	年 度	の業	務の	実 絹	青
	・新医療機器についても、審査事務処理期間12ヶ月を平成16年度においては、70%について達成するとともに、平成17年度及び18年度においては、80%、平成19年度及び20年度においては、90%について達成する。	・新医療機器について達成するため、次の取組を行う。 ① 新医療機器について達成するため、次の取組を行う。 ① 新医療機器について達成するため、内部に対効率等的のないで、中間では、中間では、中間では、中間では、中間では、中間では、中間では、中間で	① の記査 引開年 把び か にの器度 記件な自己度 器つ門施子及 に 画ケ中閣機査施理の開始が 門さが にの器度 元年を発し、 同さが 器を検し	及要期進進状をこらな、つ有でこ、割いお認めこ、カハ果レード、3、及引度では領情捗し状料おに要い無あ移、様、、証っ移、審て程と、五路、つ、び向目状、を放て査措、、承てし、、来断度、1、では多と本で、 で 13.4、で 1.4、で 1.4、	ここうにありによ関す 成基証い 外申報移証い 員に「と 折 そ 8歳で伴基達つの的の、連を 17準基る 診論り行基る に学し、生担 を 年成あらづ成い進確な医部行 年の準。 断区スし準。 つ、た審物当 定 度状っ手き状で捗に変療連つ 4有を 用分う、を い薬審査学を め 計況た	続、兄よ犬把更機絡で、月無策、医をがま奪、て学査子的基、・商よ。き業を「況拒を器会い」のに定、最影極た定、増、員一評本、そ、にい平等務集審等で行審議る。正づた、に情の診た、強医でみ価と、れ、この平をを計者をきっ斉に、東くも、一、幕仲即も、を学構の担し、そ、示公氏	・ウランで検索を応認お、事区の、いる外情の、進、成構当た、に、た16年客施審業癿よ、長い、法分は、てり診験は、め歯さ成、、審、平件3月とし査務にう、がて、筋変厚、平ク用ス厚、、学る人物を成内的とが、 ストリン・ ないほう はいほうしょう 承、3は埋しずた判進たに、日、 そずり しゅうりょう 森、3は埋しずた判進をに、日、 そずり しゅうりょう かいき かいき かいき しょう	る。旦行(す 常審 「旦生 以う感が労 認獣癖、化 「年件」「ま者管平る 的査 伴た働 年低品低働 申医査担学 ム 4)新たに理成た にせ い。大 4にはリ大 請学「当的 を 月でる)「「お」」「「お」	医、周委18的 進ン な豆 引き買くす さ又・邪平 配 以あ、療毎知員年、 排夕 従お承 のづ生々承 れは上長価 置 降り、日本のた」11成 況長 申リの低か 正区働体か 新計り担物 と 請審・と回18を及 請え第 事に臣診第 医学、当性 こ 分査
				[【新医療機器		器の承認状況】		
			平成14 年 度	平成15 年度	平成16 年度	平成17年	度 うち平成1 6年度以降 申請分**	平成18年	度 うち平成1 6年度以降 申請分**
			承認 3件件数 (2.9 と 著月) 査期間(中央値)	14件 (9.5月)	8件 (12.7 月) [50%]*	11件 (7.7 月) [82%]*	5件(1.8月)[100%]*	23件 (6.0 月) [83%]	15件 (3.4月)) [100%]]
			*)[]内の% 平成16年度~ 3月以前の申 **)平成17年度 としたものの	~平成18年 請分も含 、平成18	E度の数f んだ数値	直は中期 .。	計画の対象	象外であ	る平成16年

中期目標	中期計画	平成 18 年度計	平 成	18年	度 の 業	務の実	績
			⑤ また、新医 確に管理する の事務処理期 平成18年度 要した総審査 を合算した時	ため、メトリ 引の管理) を る こ実施した各 胡間 (申請者)	ックス管理: 算入した。 審査プロセ: が要した時	ンステム(審 ス毎の処理件 間と行政機関	査プロセスを 数及びそれに
			審 査 プロセス	1. 受付から 初回面談		3.初回専門協 議から審査結 果通知	8 4. 審査結果から承認
			処理件数と総審査 間(中央値)*	明 14件 46.5日	17件	10件	15件
			*) 総審査期間 注:専門協議は			」 申請者側TCの	」 の合計の中央
			⑥ 平成17年11.を用いた審査等1月より、社団た。	🗦 業務に係る値	前易相談を実	施しているな	が、平成18年
			機構発足前 うでは、であめは、ではこれが ばにた、で機構が にないででは、では、では、ではではでがでがでがでがでがでがでがでがでがでがでがでがでがでがでがでがでがでがでがでがでがでがでがでがでがでがでがでがでがでがでがでがでがでがでがでがでがでがでがでがでがでがでがでがでがでがでがでがでがでがでがでがでがでがでがでがでがでがでがでがでがでがでがでがでがでがでがでがでがでがでがでがでがでがでがでがでがでがでがでがでがでがでがでがでがでがでがでがでがでがでがでがでがでがでがでがでがでがでがでがでがでがでがでがでがでがでがでがでがでがでがでがでがでがでがでがでがでがでがでがでがでがでがでがでがでがでがでがでがでがでがでがでがでがでがでがでがでがでがでがでがでがでがでがでがでがでがでがでがでがでがでがでがでがでがでがでがでがでがでがでがでがでがでがでがでがでがでがでがでがでがでがでがでがでが<	こ承認又は取 理案件総案をは 会主の 会立後の 会立の を の の の の の の の の の の の の の の の の の の	り下げによっ 7件とWに大幅に 6年4月以 すると構から が、機構から	って処理され、 に減少さを で で は で は で い 事 所 に で の 形 の 形 で に げ で さ に で う に り さ の に り た り に り た り に り に り に り だ げ が り に が り に が り に が り だ が り だ が が を が を が を が を が を が を が を が を が を	たものは214 平成19年度当 けた。 れたもの874 期間目標を当 し、回答が無
				件数*	承認済み	取り下げ	審査中
			平成16年3月31日以 もの	前の 132	43 (13)	72 (8)	17 [△21]
			平成16年	度 56	15 (10)	16 (2)	25 [△12]
			平成17年	度 7 (△1)***	3 (2)	0	4 [△3]
			平成18年	度 24	2 (2)	1 (1)	21 [21]
			8 †	219 (23)	63 (27)	89 (11)	67 [△15]
			*) 件数は、新医 **) 作数は、新医 **) 63件には、改 には、改良医 また、改良医 た1件認されず ***) 医療機器に数 注1: () の数	良医療機器と 機器として、 療機器として 認基準なし路 3件は含まれ 当しない1件	して承認され 承認されれ 申請なしとし たいない。 を削除した。	れた29件を含 8件を含む。 医療機器とし て申請され新	て承認され 所医療機器と

中期目標	中 期 計 画	平成 18 年度計画	平 成 18	年 度 の	業 務 の	実績
		・GMP/QMS調査業務を適切に管理するとともに、調査の迅速化・効率化のための改善を図る。	① 医療機器の製造所の 省令に適合している			生について、QMS
				こ基づくQMS調査	奎件数(平成18	年度)】
			医療機器 実地調査20件(う) 体外診断用医薬品 実地調査4件 書			計300件
			実地調査4件、書			
			② GMP/QMS調査を効率(1) GMP/QMS調査担当3 グループに分けつ、調査品目の多すなど柔軟な対応	者を、生物学! て、それぞれて いグループに!	的製剤、化学薬 で責任を持って は、他のグルー	品、医療機器の 調査を実施しつ プから応援を出
			(2) 迅速審査・優先 日程の相談を進める	審査品目につい るなどして、特	いては、調査申 Fに迅速な処理に	請の段階で調査 こ努めた。
			(3) 調査業務を的確 改正を行った。	かつ迅速に処理	埋するため、標	準業務手順書の
			(4) 申請者に対して に、29回開催された	の留意事項を周 「を派遣した。	知徹底するため	
			③ 全ての品目におい た、機構における調 医療機器の調査期間の 割合は100%であった	査に6月要する の中央値は110	るとされている	ところ、実際の
		・審査の業務改善において、申請資料の質の向上のため、医薬品及び医療機器の安全性に関する非臨床試験の実施の基準に関する省令(医薬品及び医療機器GLP)、医薬品及び医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令(医薬品及び医療機器GCP)、医薬品及び医療機器の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令(医薬品及び医療機器GP	① 新医薬品、新医療機等の関連規則、適切されたものであるか、適切かつ正確に作成による調査を実施した 【適合性調査	な試験計画書に また、承認申 されたものでも さ。	こ従い、倫理的 請資料が信頼性	、科学的に実施 基準に従って、 、書面及び実地
		SP) それぞれに示される基準及び信頼性基準への 適合性調査を効率的に実施する。		平成16年度	平成17年度	平成18年度
			適合性書面調査	161件	136件	426件
	·		医 薬 品	161件	135件	251件
			医療機器	_	1件	175件
			G L P 調 査	20件	39件	31件
			医 薬 品	20件	37件	23件
			医療機器	-	2件	8件
			G C P 調 査*	73件	131件	149件
			新 医 薬 品	68件	120件	137件
			後発医療用医薬品	5件	11件	12件
			医療機器	-	0件	0件
•			G P M S P 調 查**	27件	82件	103件
			*) 平成16年度以降のGCP **) 平成17年度以降の調 施。			

中期 目標	中期計画	平成 18 年度計画	平成 18 年度の業務の実績
			② 申請資料の適合性書面・実地調査を効率的に実施するため、以下 の取組みを行った。
			(1) 相談体制の充実及びGCPの運用解釈の周知 GCPの実地調査対象医療機関に対して、調査終了後可能な範囲 で、GCPに係る相談を実施するとともに、ホームページ「信頼性 保証業務」のウェブに、治験を実施する際に留意すべき事項等を 例示し、Q&Aや事例解説の充実に努めた。また、製薬企業の開発 ・薬事担当者、監査担当者、治験施設支援機関又は医療従事者等 を対象として、「GCP研修会」を東京及び大阪で開催するとともに、 医療従事者が参加する学会等において機構職員が講演を行い、GC Pについて理解を求めた。
			(2) GCP実地調査の充実強化 機構担当部の職員の配置を考慮しつつ、医療機関に対するGCP 実地調査数の増加を図った。
			③ 信頼性調査業務の標準的事務処理期間は定められていないが、当該品目の承認審査に係る審査事務処理期間に影響を及ぼさないよう努め、平成18年度において、当該調査業務により承認審査が遅れることはなかった。
		・厚生労働省が行う医療機器の承認基準等の作成に 協力する。	① 厚生労働省が行う医療機関の承認基準等の作成に協力することとし、平成18年度は医療機器承認基準等審議委員会を2回開催し、19件の医療機器承認基準等原案の審議を行い、6件の承認基準案についてい厚生労働省へ報告した。
			② 平成18年度に制定された医療機器の承認基準(8基準分)及び 登録認証機関の認証対象となる指定管理医療機器等の認証基準(2 4基準分)の作成にも協力した。
			③ また、医療機器承認基準等のデータベースを構築し、機構内部における利用が可能となった。
	・厚生労働大臣が指定した優先審査の対象製品について、中期目標期間終了時までに、医薬品については、審査事務処理期間 6ヶ月を50%について、また医療機器については、審査事務処理期間 9ヶ月を70%について達成する。	・厚生労働大臣が指定した優先審査の対象製品につて、中期目標期間終了時までに、医薬品にいまたで、医療機器につける、審査事務処理期間9ヶ月を50%についまた70%について達成できるとを目標として達成できるとかが、次の取組みを行う。 ① 審査チームの増強を図るなど審査体制のの普を図るるとともに、業務ののの事を図るののののでである。② 門滑な審査を実施するとととおいては、各審査等業務の進歩するとととおいては、各審査等業務の進歩状況等を検証し、定の事者が進務の進歩状況等を検証し、実務の進歩状況等を検証し、実施を行うで、審査関連情報の実施を行うで、審査・調等により業務を適切に管理する。	① 希少疾病用医薬品及び医療上特に必要性が高いと認められる医薬品(適用疾病が重魔であり、既存の医薬品又は治療方法と比較して、有効性又は安全性が医療上明らかに優れていると認められる医薬品)は、優先審査品目として、優先的に承認審査を実施した。 ② 中期計画及び平成18年度計画に示した平成16年4月以降申請分に係る6ケ月の目標達成状況は、50%(20件中10件)であった。

						【優先審査	品目の年度	別承認件数	:1	
						P 平成16年	平成	17年度	平成	18年度
					14 1	5 E		うち平成1 6年度以降 申請分***		うち平成1 6年度以降 申請分***
				承認件数 と審査期 間 (中央 値)	3	0 22 ((2.8月) . [86%]** 8	18 (8.9月) [28%]**	9 (2.8月) [56 %]	24 (7.3月) [42%] **	20 (6.4 <i>月</i>) [50%]
				**)[合。平原 前の申記	4年度村内の% 対17年月 計分も含	, 開は、暦年の は、申請か 度の数値はで 含んだ数値。 ひうち平成1	ら6ヶ月り 中期計画の	目標対象外	である16	年3月以
2. 万	新医薬品については、中期目標期間終了時には、 次期中期目標期間において、総審査期間(その年に 承認された品目に係る審査機関側の処理時間及び申 情者の処理時間)をも目標とできるよう審査の迅速 とに努めること。	ウ・I CHにおいて日米EUが合意した審査データの作成基準などの国際的な基準その他国際基準との整合性・調和を推進する。	ウ・I C H・G H T F の運営委員会や専門家会議等に積極的に参加するとともに、I C H・G H T F において日米E U 等が合意した審査データの作成基準等の国際的な基準その他国際基準とわが国の基準との整合性・調和を推進する。また、厚生労働省と協議の上、米国やE U と共同して相談や審査、安全対策を行うための情報交換等の体制を充実する。	会議(S 的な基準 * ICH	tudy G 単の整合 とは:	医療機器	加するなど 向けた取約 品規制調和 tional Con	、医薬品及 組みに積極 国際会議 aference-or 合化会議	び医療機 的に協力 n Harmon	機器の国際 した。
			グかりとプレスする。	プポーにめ にめ 長 で 長 で し で し で し で の し と の の し の の し の し の し る し る し る し る し る り る り る り る り る り る	を訪問 0月のA ジア 1月報 1月報 9年3月	との関係強々 DEC、 DEC、 DEC DE	を行った。 は、本省とF 協力につい 問し、15カ ガポールを	FDAとの協議 て意見交換 国を超える と訪問する	に参加す を行い、 対制当局	するととも 交流を深 弱・機関の
						, 150、194. の整合性・				
		・業務改善においては、中期目標期間を通じて、国際的な動向を踏まえ、総審査期間についても毎年度確認しつつ、審査品目の滞留を抑制し、効率的な審査体制とする。	・業務改善においては、国際的な動向を踏まえ、総審査期間についても確認し管理する。申請者側の持ち時間の短縮等による総審査期間の短縮を目指して審査品目の滞留の抑制のため、申請者側の理由により審査が滞留している申請の取り下げ指導等を行う。また、効率的な審査業務のために、引き続き必要な検討を行う。	政側) の あを を 値は 19. ② 総審 1	り中央(中のこ) 日(では 2月では 新聞(こ承認されが 直は13.7月 うち、平成16 うな側)の中 うかった。 の導入に向り の事請前に	であり、総 年4月以降 英値は10.5 ナた取組み	審査期間の をに申請があ 月であり、 としては、	中央値に かったもの 総審査期 引き続き	は21.7月で のは49件、 明間の中央 き、治験相
				くい とは、 施して、	に、「 取り 新に取り の 取り	申請制には 申請者側の3 下げ指導をを を と を を と の 取 が 11件 で で で で が が が が が が が が が が が が が が が	里由により fった。 g難品目に [*] 指導した。	審査が滞留 ついては、	している 申請者と	5申請につ 面談を実

中期目標	中期計画	平成 18 年度計画	平 成	18年	度の業	務の実	績
			て、申請者側	の責任者に対	して審査の		
		省薬務局長通知「標準的事務処理期間の設定等について」に基づき、平成16年4月以降に申請される後発医薬品の標準的事務処理期間12ヶ月標準請率れる16年4月以降に申請される一般用医薬品降に申請きれる医薬部外品の標準的事務処理期間6ヶ月を遵守するため、適宜、審査・調査実施要領、業務手順書の見直し等を行い、審査事務処理期間の達成にかか	に療殺したに行 度状中目品 が は 日本 の で の で の で の で の で の で の で の で の で の	めに、 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	ドニれ「発達」 東京、東京、東京、東京、東京、東京、東京、東京、東京、東京、東京、東京、東京、東	手続き承等を審外に表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表	羽容査 野容査 野空 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大
			【平瓦	1	I		
			後発用医療用	4, 790	水路海 2,152	173	審査中 2,465
			一般用医薬品	3, 443	1,030	181	2, 232
			医薬部外品	3, 998 (2, 503)	2, 287	96	1,615
			**) 取下げ等	こついては、			査区分へ変更
医薬品・医療機器については、優先的に治験相談を	エ・優先治験相談制度を創設し、優先相談、事前申請 資料確認等を実施し、承認申請までに指導を提供 する機会を増加させる。	エ・優先治験相談制度において、優先相談、事前申請 資料確認等を適切に実施し、承認申請までの指導に 努める。	に対する優先年 は対するでは18年 で成18年 で成2年 では対かと判論して を含むりにの療すのに かった。また	治験相談制度9 度に14成分の た14成分の 目を という 数より が が 数 り と と と と と と り の が り と と り の り の り の り る り る り る り る り る り る り る	を運用し、原成分指定申記成分指定申記 おりまた とう おりまた は 大き といる	医薬品の治験 情があり、平 ついて「優先 う(平成17年 施した。 負相談指定の	相談について 成17年度申請 治験相談」 度申請分4件 申し込みはな
	・治験相談の申し込みから対面相談までの期間や優先治験相談の第1回目対面までの期間等を短縮し、治験相談の手続きの迅速化を図る。	・新医薬品について治験相談担当者の増員を図り、約240件の処理能力を確保する。 ・優先度の高いものから治験相談を実施する暫定的な方式を引き続き行うとともに、すべての治験相談の需要に対応できるよう対策を講じる。 ・簡易な形の治験相談やグローバル治験への対応など、多様な相談への対応を進める。	② 新医薬品に係る治験相談については、平成18年7月実施 多数回の選定(抽選) 洩れを防ぐために、1回の選定洩れ る点数加算をおこなっている。また、新医薬品の国際共同				
		申請前相談を充実し、有用性が高いと期待される 医薬品・医療機器については、優先的に治験相談を 実施し、承認に至る期間を短縮すること。 ・治験相談の申し込みから対面相談までの期間や優先治験相談の第1回目対面までの期間や優先治験相談の第1回目対面までの期間や	また、原和6 0年1 0月 1日業発養9 6 0 号属生 名談 1日 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	# 2 本 一	また、頭和60年10月1日享発第3960日7年 (本の)	また、原知60~10月11 漢書前 50 日等生 (大き) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本	また、照知さら年10月上日東海等960日以上 変換無法通知・機能的事業を設定期間の交換に対した。 で要素を設定期間の変換を対していまった。 で要素を設定期間の変換を対していまった。 を要素を表現の存取可能を対しては、音を実験を で要素を表現の存取可能を対しては、音を実験を で要素を表現の存取可能を対しては、音を実験を で要素を表現の存取可能を対しては、音を実験を できた。 を表表表示の存取が再列してカーマルには、音の変数を が表現を表現を表現で表現では、一般を表現を表現である。 を表表表示の存取が再列してカーマルには、 を表表を表現の表現では、日本です できたが、意味、事業・事業・事業・事業 の自己を表現の表現では、日本です できたが、意味、事業・事業・事業 の自己を表現の表現では、日本です できたが、意味、事業・事業・事業 の自己を表現の表現では、一般を表現を表現である。 を表現の表現では、日本です できたが、意味、事業・事業・事業 の自己を表現の表現では、日本です できたが、意味、事業・事業・事業 の自己を表現の表現では、日本です できたが、意味、事業・事業・事業 の自己を表現の表現では、日本です できたが、意味、事業・事業 の自己を表現の表現では、日本では、一般を表現を表現では、日本です の意味を表現の目標では、日本です の意味を表現の目標では、表現で表現では、まました。 できた。表現の表現では、日本では、一般を表現の言な表現の の意味を表現の表現では、日本では、一般を表現を表現では、日本では、日本では、日本で表現を表現の言な。日本では、日本で表現を表現の言な。日本では、日本で表現を表現の言な。日本では、日本で表現で表現の言な。日本では、日本で表現を表現の言な。日本では、日本で表現を表現の言な。日本では、日本で表現を表現の言な。日本では、日本で表現を表現の言な。日本では、日本で表現を表現の言な。日本では、日本で表現を表現の言な。日本では、日本で表現を表現し、「大変の意味を表現し、大変の意味を表現し、大変の意味を表現し、大変の表現を表現し、「大変の意味を表現し、また」医療機能としたが、「不同な情報を表現し、一般を表現したなかった。 「他教育を表現し、大変の事業を表現し、「大変の事業を表現し、「大変の事業を表現し、「大変の事業を表現し、「大変の事業を表現し、「大変の事業を表現し、「大変の事業を表現していて、「日本で表現を表現し、「大変の事業を表現し、「大変の事業を表現し、「大変の事業を表現し、「大変の事業を表現し、「大変の事業を表現し、「大変の事業を表現し、「大変の事業を表現し、「大変の事業を表現し、「大変の事業を表現し、「大変の事業を表現し、「大変の事業を表現していて、「日本で表現を表現し、「表現を表現していて、「日本で表現を表現していて、「日本で表現を表現し、「表現の事業の事業を表現し、「表現の事業の事業を表現し、「表現の事業の事業を表現し、「表現の事業の事業を表現し、「表現の事業の事業を表現し、「表現の事業の事業を表現し、「表現の事業の事業を表現し、「表現の事業の事業を表現し、「表現の事業の事業を表現し、「表現の事業の事業を表現し、「表現の事業の事業を表現し、「表現の事業の事業を表現し、「表現の事業の事業を表現し、「表現の事業の事業を表現し、「表現の事業を表現し、ままし、「表現の事業を表現し、ままし、「表現の事業を表現し、ままし、「表現の事業を表現し、ままし、「表現の事業を表現し、「表現の事業を表現し、ままし、「表現の事業を表現し、ままし、「表現の事業を表現し、ままし、「表現の事業を表現し、ままし、「表現の事業を表現し、「表現の事業を表現し、ままし、「表現の事業を表現し、ままし、「表現の事業を表現し、ままし、「表現の事業を表現し、ままし、「表現の事業を表現し、ままし、「表現の事業を表現し、ままし、ままし、ままし、「表現の事業を表現し、ままし、「表現の事業を表現し、ままし

中期目標	中期計画	平成 18 年度計画	平	成 18	年 度	の業務	の実	績
		・実施要領、業務手順書の見直し等を行い、対面相 談から記録確定までの期間の達成にかかる自己点検 の実施、目標の達成状況の相談担当者への周知、治 験相談の実施方法や記録作成方法の改善等により、 業務を適切に管理する。 具体的には、対面相談から記録確定までの期間3 の勤務日を10%について、優先対面助言指定品目 の第1回目対面助言までの期間30勤務日を50% について達成する。	への対応 に係る有 そのうち2 ④ 相談の の見解を	を進めるこ 談について 22件の治験 質を高める 予め相談者 ・ 全ての治	ととし、そ は、平 は と 平 実施 た め、 で 大 が に 対 は に 対 は に 対 に で く が に が た う に う く う に う く う に う に う に う に う に う に	の内、新有 年度 した。 19年1月 よ す方式(機	効成分の国 35件の申込 り、相談に 構事前見解	対する機構
				平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
				平成14年度	十成15年度	一块10年度	+#11+#	+1110+2
			治験相談申 込件数	246	185	334	339 (243)*	473 (327)*
			治験相談実 施件数	225	206	193	218	288
			取下げ件数	-	_	23	14	7
			合計	225	206	216	232	295
オ バイオ・ゲノムといった先端技術の急速な発展を 視野に入れ、この分野における指導・審査技術水準 を向上すること。	オ バイオ・ゲノムといった先端技術の評価については、中期目標期間を通じ、高度な知見を有する外部専門家を活用するとともに、新技術を応用した製品に係る国の評価指針の作成に協力する。	オ・バイオ・ゲノムといった先端技術の評価については、高度な知見を有する外部専門家を活用するとともに、遺伝子組み換えワクチン・再生医療等新技術を応用した製品に係る国の評価指針の作成への協力及び開発企業等に対する助言を充実する。	8%、(バ準部評 新と学 遺査導収 患検め用の構にらガは、 第66 イを専価 技とへ 伝のを集 者討、がよ内。情イ、ま17 オ向門指 徐もの 子迅行の 個しが期うにご報いなて	ちた回ん ・上家針 をに背 組速いた 人たノ待に役の収う業行います。 ゲすをの 応、報 み化、め の上ムさ利置の集イ等うの成の面あ ムこ用成 し請供 え図請等 伝、理てすたの行作グを確けまり ととすに で資を 技る後の 的よ学いべが Gっぷっぱり	き年で いがる名 再料子 術たは会 要り(るきんのとこムで度のい っ求と力 生作い をめ迅騰 因適フ。かみ呼りと向薬で見います。 ためとし 医成、 応、速に が切ァっかを弾りとけまり、 かん 寒解指 用企な職 医なーかに理じにて学り、がら 端れに。 に意導 し業審員 薬条マしつ学)、のに	あみ30目 技で、 係点・ たに査を 品件コ、いプに厚険関助み30目 技で、 係点・ 新対に派 のでが臨てロジャ生計す以あ勤大 分る技 国と査 型し努道 有患ノ床はダンツが開信でっ務幅 のりの イてめ道 カルミ試検エで働解信できた日間 にめを 評ま円 ン、てた 性ごク験計ク、省始報	ら優以こ お、応 価と骨 フ開い。 ・とス又すト引としをた先内上 け高用 指め化 ル発る 安に)はベチき協。共も治でロ る度し 針とを エの。 全医を承きム続しましの験あた 指なた の学図 ン段ま 性薬医認みに斜して、に相っ。 導知製 作会つ ザ階た に品薬審が(平利つた、に相っ。 導知製 作会つ	計談た・見品成等よりワか、及を品査多h学のPM(3のは技する力じン要情影すへでめる観体おり(4のは技する力じン要情影すへでめる観体おり(5のは技する力じン要情影すへでめる観体おり(5のよ大のな報響るの、、・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

中期目標	中 期 計 画	平 成 18 年 度 計 画	平成 18 年度の業務の実績
			(5) 医薬品名称専門協議を計4回開催して、計27品目の一般的名称 (JAN) について厚生労働省へ報告した。また、平成18年8月から 国際一般名 (INN) の申請相談を開始するとともに、同年11月にWH Oで開催された国際一般名 (INN) の会議に参加した。 JAN: Japanese Accepted Names INN: International Non-proprietary Names (6) 細胞治療製品や遺伝子組み換えタンパク質などの生物系審査品目に関する国際的な情報交換を行い、機構の相談・審査業務に生かすため、平成19年2月15日にFDAやEMEA等の審査責任者等を招いた「第1回PMDAバイオロジックスシンポジウム」を開催した。
(2) 審査等業務及び安全対策業務の信頼性の向上	(2)審査等業務及び安全対策業務の信頼性の向上に	(2) 審査等業務及び安全対策業務の信頼性の向上に	
審査等業務及び安全対策業務の信頼性を一層向上させることにより、国民や医療関係者が安心して使用できる医薬品・医療機器を提供すること。	係る目標を達成するためにとるべき措置	係る目標を達成するためにとるべき措置	
ア 審査等業務及び安全対策業務において、国際的に 見ても遜色のない水準の技術者集団を構築するため 職員の技能の向上に努めること。	ア・審査等業務及び安全対策業務の質の向上を図るため、業務等の目標に応じて系統的に研修の機会を 提供し、職員の技能の向上を図る。	ア・審査等業務及び安全対策業務の質の向上を図るため、専門性の高い職員を計画的に採用する。業務等の目標に応じて内部での研修及び外部機関の活用により、系統的に研修の機会を提供するとともに、専	① 大学・医療機関等への募集案内の送付、大学病院への訪問又は ホームページや専門誌等を活用した募集を行い、平成18年度は、 常勤職員50人、嘱託18人を採用(内定)した。
		門領域毎のリーダーによる教育・指導等を行うことにより、職員の技能の向上を図る。	② 外部研修等については、関係各部に対し、積極的に応募期間等 の情報を提供し、研修機会の確保を進めた。
			③ 審査及び安全対策業務に必要な素養を身につけるため、国内外から講師を招き、特別研修を開催した(平成18年度 13件)。
		・引き続き、GMP/QMS調査担当者の増員・教育研修の実施による調査体制の整備を進める。	① GMP/QMS調査従事者(顧問・嘱託を含む。) についても計画的に 公募を実施し、平成16年4月の発足時に7名体制であったのに対 し、平成19年4月には30名体制となった。
			② 年間計画に基づき、国立保健医療科学院における研修、厚生労働省主催のGMP/QMS合同模擬查察研修、医療機器・体外診断用医薬品QMS講習会等に参加した。また、経済産業研修所が実施する基準認証研修、PIC/Sが実施するセミナー、EC主催の査察官研修にも参加した。また、米国医療機器工場に対する模擬査察にも参加し、QMS調査手法の習得と国際動向の把握を行った。
			③ CMP/QMS調査件数が増加していることから、GMP/QMS調査業務の 標準業務手順書を改正するとともに、調査業務の効率的な実施手 法について検討した。
		・GMP/QMS調査に係る相談窓口を設置して、 申請者の便宜を図る。	○ 日本製薬団体連合会及び日本医療機器産業連合会との協議結果 を踏まえ、GMP/QMS調査に係る相談に対応するための「GMP/QMS調 査簡易相談」区分を新設し、体制を整備した(平成19年4月1日 施行)。
	・また、職員の専門性を維持するため、短期間で異なる分野の業務に異動しない等の配慮を行う。	・職員の専門性を維持するため、短期間で異なる分 野の業務に異動しない等の配慮を行う。	○ 職員の配置に当たっては、職員の知識・経験に配慮するほか、 健康上の問題や業務上の特別な理由以外による短期間の異動は、 基本的に行わないこととした。
	・適切な知見を有する外部の専門家を活用する。	・適切な知見を有する外部の専門家を活用する。	○ 審査及び安全対策における専門協議等の場において、科学的な 重要事項に関する専門的意見を聴くため、外部の専門家に対し、 機構の専門委員として委嘱手続きを行っている。 (平成19年3月31日現在での委嘱者数は、873名)

中期目標	中期計画	平 成 18 年 度 計 画	平成 18 年度の業務の実績
	・審査の質的向上を図る体制を構築するため、審査 等業務及び安全対策業務に関する情報を集約する とともに、これら業務を円滑に行うための情報支 援システムを平成18年度までに構築する。	・審査の質的向上を図る体制を構築するため、審査 等業務及び安全対策業務に関する情報を集約すると ともに、これら業務を円滑に行うための情報支援シ ステムの構築を進める。	① 安全対策情報については、平成16年度に医療機器不具合システムと医薬品副作用システムの2つの情報提供システムが開発されており、審査等業務において、これら安全対策情報が参照できるよう審査側の情報支援システムの整備を行い、平成17年4月より運用を行っている。平成18年度においても審査の質的向上を図るため、引き続き情報支援システムの運用及び提供を行っている。
			② 平成18年度においては、中期目標及び中期計画の達成に向け、 医薬品等新申請・審査システム等の構成及び調達方式の見直しを 行うとともに、審査・調査業務を迅速かつ効率的に進めるため、 以下のシステム開発等を行った。 (1) 新医薬品・eCTD審査支援システムの機能追加 平成17年度に整備したシステムにポータル画面の追加、ドラ フト版eCTDデータの登録、管理機能を追加し、新たに申請者側 の形式チェックツール、外部専門員のセキュリティ管理機能を 備えた閲覧用データの整備を行った。
			(2) 治験計画等DBシステムの移植及び機器更新等 旧医薬品機構において利用していた治験データベースシステムについては、平成12年12月より利用していた機器の保守期限が迫っているため、システムのリプレースを行った。
			(3) 医療機器関係相談区分新設に伴う医薬品等調査支援システム の整備 新設される手数料区分での受付・手数料引当等が行えるよう 機能の改修を行い、また、新設される手数料区分の集計、帳票 出力等の台帳管理機能の改修等の整備を行った
	・審査等業務及び安全対策業務に関し、中期目標期間を通じ、欧米の規制当局との連携の強化を図るのみならず、治験が実施されているアジア諸国の規制当局との連携も推進する。	・国際関係専任の担当部署の充実、研修生の派遣・ 受入等を活用し、審査等業務及び安全対策業務に関 し、欧米の規制当局との連携の強化を図るのみなら ず、治験が実施されているアジア諸国の規制当局と の連携を推進する。	① 国際業務の体制強化のため、国際係長を専任で配置し、情報収集・発信に努めるとともに、審査等業務及び安全対策業務に関する欧米の規制当局との連携強化を図った。また、治験が実施されているアジア諸国の規制当局との連携を推進した。
		の連携を推進する。	② FDAのCDER (臨床薬理審査部門) ヘ平成18年3月から同年9月まで、EMEA (安全対策部門) へは平成18年2月から7月まで、職員を研修生としてそれぞれ派遣し、規制状況や業務方法等について調査及び情報交換を行った。また、平成18年5月から、OECD (GLP部門) へ職員を研修生として派遣し、規制状況等について調査及び情報交換を行っている。
			③ 平成18年6月に台湾から1名、同年9月から同年10月までにインドネシアから4名の研修生をそれぞれ受入れた。また、平成17年度に引き続き、平成18年10月から同年11月までに、JICWELS研修生に対して講義を行った。さらに、同年10月から同年11月までに、台湾から研修生1名を受け入れた。
			④ ICH、GHTF、PDG等の国際会議やOECD及びWHOの会議に参加し、国際的なガイドライン作成等について、関係諸国との協力を推進した。
			⑤ 平成18年6月の米国でのDIA Annual Meetingや平成19年3月のオーストリアでのDIA EURO Meeting等に参加し、機構の審査・安全対策業務に関する講演を行い、機構業務の周知を図った。また、平成18年7月には、中国、韓国、シンガポール、香港等を訪問し、アジア諸国との協力体制の拡大に努めた。

中期目標	中期計画	平成 18 年度計画	平成 18 年度の業務の実績
		・アジア諸国の規制当局との連携を推進するため、 本年日本で開催される医薬品等レギュラトリー・サ イエンスに関するAPECネットワーク会議の開催 を、厚生労働省とともに主催する。	○ 東京ロイヤルパークホテルにおいて、平成18年10月12日及び13日に「医薬品のグローバル開発及びアジア諸経済の協力」をテーマにした「2006年APEC医薬品等レギュラトリーサイエンス・ネットワークシンボジウム」を開催した。本会議には、米国、韓国、タイ、台湾、シンガポール等の規制当局及び産業界から約500名の参加があり、講演やバネル討論を通じて、活発な議論を行った。なお、本会議での発表資料は、機構のホームページ(英語版)に掲載し、海外への周知を図った。
	·	・PIC/S及びISPE等の会議へ参加することにより、GMP/QMS調査方法の海外との整合性・調和を推進するとともに、情報の交換を図る。	○ 平成18年5月にドイツで開催されたPIC/S専門家会合(コンピュータ査察)及びPIC/Sセミナー(品質リスク管理)並びに同年9月にオランダで開催されたPIC/S専門家会合(再生医療)に参加した。また、同年11月に米国で開催されたISPE年次総会及び平成19年2月に米国で開催されたISPE会議に参加した。
イ 患者それぞれの特性に着目し、当該患者に最も有 効でかつ安全な医療を提供できるような技術や製品 に係る治験が円滑に実施できるように支援するとと もに、当該技術製品に係る審査を円滑に実施するこ	イ・中期目標期間を通じ、ゲノムを利用した医薬品評価など新技術を応用した製品に係る国の評価指針の作成に協力する。	イ・ゲノムを利用した医薬品評価など新技術を応用した製品に係る国の評価指針の作成に協力する。	① バイオ・ゲノムといった先端技術分野における指導・審査技術 水準を向上することが求められているため、高度な知見を有する 外部専門家を活用するとともに、新技術を応用した製品に係る国 の評価指針の作成に協力した。
٤.			② 新技術を応用した再生医療に係る国の評価指針の作成に協力するとともに、申請資料作成留意点のとりまとめと学会等を通じた 産学への情報提供を行い、指導・審査の円滑化を図った。
,			③ 遺伝子組み換え技術を応用した新型インフルエンザワクチンの 審査の迅速化を図るため、企業に対して、開発の段階から必要な 指導を行い、申請後は迅速な審査に努めている。また、国際情報 の収集のためWHO等の会議に職員を派遣した。
			④ 患者個人の遺伝的要因が医薬品の有効性・安全性に及ぼす影響を検討した上で、より適切な条件で患者ごとに医薬品を投与するため、ゲノム薬理学(ファーマコゲノミクス)を医薬品開発への応用が期待されている。しかし、臨床試験又は承認審査の中で、どのように利用すべきか等については検討すべき点が多いため、機構内に設置したゲノム薬理学プロジェクトチーム (Pharmacogen omics Discussion Group(PDG)) において、引き続き科学的な観点から情報収集を行うとともに、厚生労働省と協力しつつ、具体的なガイドライン作成に向けての検討を開始した。また、PDGにおいては、企業等とゲノム薬理学に関する情報を共有し、非公式に意見交換を行う場を設けており、平成18年度の非公式会議の実施件数は6回であった。
			 ⑤ 医薬品名称専門協議を計4回開催して、計27品目の一般的名称 (JAN) について厚生労働省へ報告した。また、平成18年8月から 国際一般名(INN)の申請相談を開始するとともに、同年11月にWH 0で開催された国際一般名(INN)の会議に参加した。 JAN: Japanese Accepted Names INN: International Non-proprietary Names
			⑥ 細胞治療製品や遺伝子組み換えタンパク質などの生物系審査品目に関する国際的な情報交換を行い、機構の相談・審査業務に生かすため、平成19年2月15日にFDAやEMEA等の審査責任者等を招いた「第1回PMDAバイオロジックスシンポジウム」を開催した。
	・中期目標期間を通じ、国内における治験の質的向上を図るため、医療機関等における実地調査等を 踏まえ、適正な治験の普及についての啓発を行う。	・国内における治験の質的向上を図るため、医療機関等における実地調査の充実等を図るとともに、これを踏まえ、適正な治験の普及について、ホームページ、広報等の活用により、医療関係者、患者への啓発を行うほか、各関係団体との連携に努める。	① 国内における治験の質的向上を図るため、適正な治験のあり方について、医療機関等における実地調査等を踏まえ、ホームページや広報等の活用により、医療関係者及び患者に対する普及・啓発を行った。

中期目標	中期計画	平成 18 年度計画	平成 18 年 度	の業務の実績
			とした「治験コーディネーター 研修、平成18年10月~平成19年: ③ 効果的な治験推進体制の整備 病院、診療所、SMO (治験施設支 データの収集・集積を行い、治 ついて連携し、治験業務を効率 て、助成金を交付した(治験推注	療機関の薬剤師や看護師等を対象 養成研修」(平成18年9月に講義 2月に実習研修)を実施した。 を促進するため、地域の中核的な 援機関)等が相互に連帯し、等 酸薬の重篤な副作用への対応等に 的に実施すらトワーク事業)。 最終年度である平成18年度は、平 値設に対し、助成金を交付した。 千葉県千葉市) センター 大田記念病院 (広島県福山市)
ウ 審査等業務及び安全対策業務の透明化を推進する こと。	ウ 業務の透明化を推進するため、厚生労働省と協力 し、国民等に対し、優先審査の結果を含む審査報告 書やその他審査等業務及び安全対策業務に係る情報 を速やかに提供する。	ウ・国民に対する業務の透明化を推進するため、厚生 労働省と協力し、関係企業の理解と協力を得て、承 認後速やかに医薬品・医療機器情報提供ホームペー ジに新医薬品及び新医療機器の審査報告書や新薬承 認情報集を掲載するとともに、医薬品の副作用報告 のラインリストによる公開を行うほか、厚生労働省 と協力し、その他審査等業務及び安全対策業務に係 る情報を速やかに提供する。	① 新医薬品は、申請内容に基づ 分科会医薬品は、中語内容に基づ 分科会医薬品のみの品目(以う下「報議 るが、新薬品では、のうち、審査 の状況・「申請ない概要」、報じ を報告書」を情報提供の対象に「 ② この情報提供は、品目薬 でった上で、「単生労働省医薬局審 でいる。	目(以下「審議品目」という。)と も品目」という。)に分類されされ 品目に係るものについては、審査 報告書」及び申請資料の概要をま 5品目に係るものについては、「審 している。 関係企業との公表内容の調整を行 査管理課長通知に基づき、実施し
			③ 平成18年度には、審査報告書版を確定した。審査報告書につ日から公表版確定までの期間を3 【新医薬品の審査報告書及	いて、企業側の協力も得て、承認 3.5日と短縮した。
			平成16年度	平成17年度 平成18年度
			審査報告書 35件 (74日)	74件 77件 (37.5日) (33.5 <i>日</i>)
			資料の概要 16件	57件 51件
			注)()内は、承認日から公表版 これは、企業側の作業を含んだ	
			(新医療機器の審査報告書) ○ 平成17年9月22日に、公表手 局審査管理課医療機器審査管理 順次、審査報告書の公表を進め 審査報告書7件の公表版を確定し	室長通知が発出されたことを受け、 ており、平成18年度においては、
			の公表を進めており、平成18年	

中期目標	中 期 計 画	平成 18年度計画	平 成 18 年 度 の	業務の	実 績
			(医薬品医療機器情報提供ホームペー ① 医薬品医療機器情報提供ホームペー については、提供を受けてから2月 行った。 ② 医薬品医療機器情報提供ホームペー	ページの全ての 日以内に掲載し ページに関して	ン、迅速に対応を こ、新規に設けた
			ものも含めたコンテンツの内容、 M 終えた主なシステムは、次のとおり		ぎに新規に開発を
			 (1) 既存コンテンツへの追加掲載等 【審査関係】 1) 新薬の部会審議品目審査報告 (累計261成分659品目) 2) 新薬の部会報告品目審査報告 3) 医療機器の部会審議品目審議 	書58成分124点 書15成分(累記	+131成分)
			《【審査関係】累計数	前年度対比表》	
			1) 新薬の部会審議品目審査	平成17年度末 203成分	^{平成18年度末} 261成分
			報告書	435品目	131成分
			3) 医療機器の部会審議品目 審査報告書	29品目	36品目
			【安全関係】 4)使用上の注意の改訂指示12件 5)医薬品・医療機器安全性情報1 6)厚労省報道発表資料4件(累計 7)医療用医薬品添付文書情報52 8)医療機器添付文書情報2471枚 9)DSU(医薬品安全対策博翰)10 ⁴ 10)医療機器安全対策連絡通知集 注意の改訂指示通知21件,医療料 11)副作用が疑われる症例報告44 8年3月:累計48,584件) 12)不具合が疑われる症例報告15 8年3月:累計17,345件) 13)患者向医薬品ガイド830枚(身	1件(累計91件 44件) 22枚(累計12,3 2:(累計3,995z 中(累計31件) (第計31件) (第日主点檢通 (第四) (第四) (第四) (第四) (第四) (第四) (第四) (第四)	41枚) 女) 知45件,使用上の 5件,計101件) 16年 6 月〜平成1 16年 6 月〜平成1
			《【安全関係】累計数詞	前年度対比表》 T	
) Herri I a Nor and selle	平成17年度末	平成18年度末
			4) 使用上の注意の改訂指示	147件	159件
			5) 医薬品・医療機器安全性情報	80件	90件
			6) 厚労省報道発表資料	40件	12,341枚
			7) 医療用医薬品添付文書情報 8) 医療機器添付文書情報	11,819枚	3,995枚
			9) DSU(医薬品安全対策情報)	21件	3,995权
			TANKIN IN	1	

中期目標	中 期 計 画	平成 18 年度計画	平成 18 年度の	業務の	実績
				平成17年度末	平成18年度末
			10) 医療機器安全対策連絡通知集	* 103件	* 101件
			11) 副作用が疑われる症例報告	3,884件	48,584件
			12) 不具合が疑われる症例報告	1,750件	17,345件
			13) 患者向医薬品ガイド830枚	107枚	937枚
			* 10)については、単年度件数	,	
			【回収関係】 14) 回収情報(医薬品805件、医薬 療機器1057件、合計2,128件)		
			《【回収関係】累計数前	7	
			1.4) 同位 树木中	平成17年度末 * 1,453件	平成18年度末 * 2,128件
			14) 回収情報 	* 1, 4557	* 2, 1281+
			(2) 新規コンテンツ 【審査関係】 1) 一般用医薬品の部会審議品目 2) 医薬部外品の部会審議品目審		
			【安全関係】 3) 一般用医薬品添付文書情報3, 4) 重篇副作用疾患別対応マニュ 5) 市販直後調査に関する情報(f	アル9種類 乗月更新)	
			③ 医薬品医療機器情報提供ホームへ 回数は、以下のとおりであった。	ページの平成18	3年度のアクセ
			【医薬品医療機器情報提供ホーム・	ページへのアク	フセス回数】
			平成14年度 平成15年度	平成16年度 平成17	年度 平成18年度
			アクセス回数 87 107 (単位百万)	233	289 391
エ その他審査等業務及び安全対策業務の信頼性の向上に資する措置をとること。	エ・医療機器の特性から一定の割合で発生する、構造 上の欠陥とは言えない不具合の発生率を把握し、 中期目標期間終了時までに不具合について科学的 な評価を実施する体制を構築する。	エ・医療機器の特性から一定の割合で発生する、構造 上の欠陥とは言えない不具合の発生率の把握に努 め、科学的な評価を実施するため、埋め込み型ポー ト及び冠動脈ステントについて情報の収集及び評価 方法の検討を推進する。	□ 埋め込み型医薬品注入器(以下「及び冠動脈ステントに関する平成18当する分科会での検討状況等についいでは、10 埋め込み型ポートについては、合の評価をの調査を実施した。平成10年度における実施状況等は(1)埋め込み型ポートについては、合の評価をの調査を実施した。平路し、参加12施設から目標症例とされた。なお、平成19年度は、とと、中間集計等を実施すること	3年度の調査の で、、 構造のの で、 以 造のの で、 以 作を での が での が での が での が での が で が に で が に で り に り り り り り り り り り り り り り り り り	実施状具 実施状具 がでいうと を を を を を を を を を を を を を

中期目標	中期計画	平成 18 年度計画	平成 18 年度の業務の実績
			(2) 冠動脈ステントについては、専門家等からなる「ステント分科会」を設置し、冠動脈ステントに関する調査目的及び方法について検討を行うとともに、関連企業に対しヒアリングを実施した。得られた意見等をもとに、冠動脈ステントに関する調査の実施に向け、調査実施計画書を作成するとともに、調査票回収等の業務を委託する業者選定作業に着手した。
	・ペースメーカーなどの埋め込み型のリスクの高いトラッキング医療機器について、中期目標期間終了時までに経時的な不具合発生率など医療機器の稼働状況に係るデータを収集、評価するシステムを整備する。	・ペースメーカーなどの埋め込み型のリスクの高いトラッキング医療機器について、経時的な不具合発生率等、医療機器の稼働状況に係るデータを収集、評価するシステムの構築のため、具体的な調査方法を検討する。	○ 心臓ペースメーカーなどのトラッキング医療機器を対象とした 調査について、研究者・関連企業に対してヒアリングを行い、ト ラッキングの現状、医療現場のニーズ及び製造業者のニーズ等に ついて検討を行った。得られた結果をもとに、機構が構築すべき トラッキング医療機器に関する情報収集システムの概要を作成し た。また、これらの実施状況等については、「医療機器の不具合評 価体制に関する検討会」に報告を行った。なお、平成19年度にお いては、本概要をもとに、さらに検討を行い、システム構築に向 けた検討を開始する予定である。
		・企業や医療機関から報告される副作用、不具合症 例報告等の収集、整理、調査等について、必要な既 存システムの機能改善等を図る。	
(3)情報管理及び危機管理体制の強化 医薬品・医療機器の使用における副作用等のリスク を回避し、副作用等発生時の早期対応のための関係者 の危機管理(リスクマネジメント)体制を強化するこ と。	(3)情報管理及び危機管理体制の強化に係る目標を 達成するためにとるべき措置	(3)情報管理及び危機管理体制の強化に係る目標を達成するためにとるべき措置	
ア 複数の副作用情報に新たな関連性を見いだし、新 規の安全性情報の発見・解析を行う手法を研究、導 入すること。	ア 新規手法の導入 複数の企業から収集した副作用等情報を用いて、 副作用を早期に発見し、その未然防止策を講ずるた め、データマイニング手法(企業や医療機関等から 報告を受けた副作用等情報について統計的に解析 し、詳細に検討すべき副作用等情報にかて統計のに解析 ど)を研究し平成18年度までに手法を確立し、中 期目標期間終了時までに安全対策業務に導入する。 また、このような体制の整備状況については、適宜、 公表することとする。	ア 新規手法の導入 複数の企業から収集した副作用等情報を用いて、 副作用を早期に発見し、その未然防止策を講ずるため、データマイニング手法(企業や医療機関から報告を受けた副作用等情報について統計的に解析し、 詳細に検討すべき副作用症例を抽出する手法など) について、具体的手法を検討する。 また、データマイニング手法等を専門に行う体制 を整備するとともに、引き続き検討状況については、 適宜、公表する。	○ 平成18年度においては、手法導入後の業務フローの検討を行うとともに、諸外国の様々な手法を日本の副作用報告データに試験的に適用するためのシステムを導入し、感度及び特異度の分析の実施によりシグナル検出手法の精度評価を行い、シグナル検出手法の指標値の相関係から、今後検討を進めるシグナル検出手法の絞り込みなど、手法を確立した。また、平成17年度までの実施状況については、平成18年8月に医薬品医療機器情報提供ホームページで公表した
イ 市販後の使用時の安全対策の重点化を図るため、 医薬品を医療関係者が慎重に使用するような市販後 安全体制に関する新規システムを研究、導入すること。	イ 拠点医療機関ネットワークの構築 副作用情報の解析の精度を高めるため、厚生労働 省との協力、審査等部門との連携により、特定の 効群、特定の品定期間内に集中的に収集する情報を 最初、 集拠点医療機関ネットワークを厚生労働省と協力す ることにより中期目標期間終了時までに構築する。 また、このネットワークに参する特定の疾患群長 し、当該医療機関の診療に関する情報を重点的 に提供する。	イ 拠点医療機関ネットワークの構築 副作用情報の解析の精度を高めるため、審査部門 と連携し、特定の薬効群、特定の品目、特定の疾患 毎に医療機関を組織化し、情報を一定期間内に集中 的に収集する情報収集拠点医療機関ネットワークの 設置のための検討を厚生労働省と協力して実施す る。 抗がん剤併用療法に関しては、継続して実態調査 を行うとともに、小児薬物療法に関しては、添行文 書に小児への安全性が確立していない等と記載され ているものについて、拠点となる医療機関を組織し、 安全性情報の収集等を開始する。	① 抗がん剤併用療法実態把握調査 (22療法) を引き続き実施し、平成18年度においては、中間集計 (平成18年3月までのデータ)を行い、参加施設数75、登録症例数2,926人、副作用報告件数は延べ456件の集計結果をホームページ上に公開した。また、中間集計と併せて、平成19年度に実施する最終集計、評価に向けたデータ入力及び解析方法について検討を行った。

中期目標	中 期 計 画	平成 18 年度計画	平成 18 年度の業務の実績
			② 小児科領域の安全性情報を収集する場合の問題点を把握するため、小児薬物療法に関する安全性確認のための調査を実施した。本調査は、厚生労働省が実施する「小児薬物療法根拠情報収集事業」と連携を図りつつ実施することとしており、当該事業において調査対象品目とされた医薬品について、安全性確認のための調査を行うこととしている。また、添付文書に「小児への安全性は確立していない」等と記載されている医薬品のうち、学会かから更のまりであるものや小児等に関する安全性情報を複数企業かのの収集する必要がある思われるものなどについても、安全性確認のための調査を行うこととしている。
			③ また、拠点医療機関ネットワークにおける新たな試行調査として、小児を対象とした「維持液投与後の低Na血症発生に関する電子媒体を用いた遡及的調査」を3施設において実施した。平成18年11月よりデータ収集を開始し、3施設計1,291症例が登録され、医療機関において匿名化された患者情報、投業情報、型準向と血清Na値等の検査情報等のデータ収集を実施した。平成19年度においては、引き続き本データを元に集計、解析作業を行い、結果を公表とすることとしている。
ウ IT技術の活用等による効率的・効果的な安全性情報等の収集を図ること。	ウ 副作用・不具合情報等報告の電子化 ・医薬品の副作用・感染症等情報について、平成1 5年10月に開始した電送について、電送しやす い環境を整備するとともに、企業に協力を依頼し、 中期目標期間終了時までに電送化率を年平均80 %以上とする。	ウ 副作用・不具合情報等報告の電子化 ・医薬品の副作用・感染症等情報について、平成1 5年10月に開始した電送について、引き続き、電 送しやすい環境を整備するとともに、企業に協力を 得て電送化率80%以上を維持する。	○ 月毎に電送化率をモニターし、主な未実施企業へ電送化導入を 直接働きかけるとともに、講演会等において電送化導入を督励す ることによって、平成18年度通年実績で90.4%の電送化率を達成 した。 【副作用等報告のインターネットを介した電送化の状況】
			平成16年度 平成17年度 平成18年度
			電送化率 (通年) 69.1% 86.4% 90.4%
	・医療機関、薬局等からの副作用・感染症等報告について、厚生労働省がインターネット経由で簡便に報告が行えるようなシステムを開発することとしているが、このシステムによる報告が開始すると同時に、厚生労働省との間の情報処理はオンラインで行うこととする。	・厚生労働省が行う電子化された医療機関、薬局等からの副作用感染症等報告について、オンラインによる情報の共有化を引き続き活用する。	○ 医療機関、薬局等から厚生労働省へのインターネットを活用した報告システムについて研究している厚生労働省研究班に出席し、同システムの活用方法について、厚生労働省と協力しつつ検討を行った。
エ 収集した安全性情報の解析結果等の医療関係者、 企業へのフィードバック情報の利用拡大及び患者へ の適正使用情報の提供手段の拡大を図り、綿密な安 全性情報提供体制を確立すること。	エ 情報のフィードバック等による市販後安全体制の確立 〈企業へのフィードバック〉 ・企業における危機管理体制の充実に資するため、 中期目標期間終了時までに医療機関からの副作用 情報や他企業が報告した医薬品の副作用情報等の うち自社製品に係る情報にアクセスできるシステムを構築する。	エ 情報のフィードバック等による市販後安全体制の確立 全企業の安全対策の充実の支援> ・企業における危機管理体制の充実に資するため、 医療機関からの間に用情報や他企業が報告した医薬 品の副作用情報等のうち、自社製品に係る情報にア クセスできるシステム(ラインリストによる公開) を構築し、強化する。	○ 平成17年度から開始している副作用報告及び不具合報告のラインリストの公表について、引き続き実施した。平成18年度末までに、副作用報告 44,700件(累計48,584件)及び不具合報告15,595件(累計17,345件)を公表した。
	・また、中期目標期間を通じ、以下の業務を実施する。 ①市販直後の調査や拠点病院等における市販後の情報を活用し、重篤な創作用の発生予防、早期発見、重篤化を防止する対策について、企業に対する相談業務を実施する。 ②医薬品・医療機器の添付文書や患者用説明文書の作成・改訂を企業が自主的に行う際の相談について迅速に対応する。 ③企業の市販後製品に係る危機管理計画に対し、審査等業務担当及び安全対策業務担当が共同して、助言を行う。	・また、中期目標期間を通じ、以下の業務を実施する。 ① 市販直後の調査や拠点病院等における市販後の情報を活用し、重篤な副作用の発生予防、早期発見、重篤化を防止する対策について、企業に対する相談業務を実施する。 ② 医薬品・医療機器の添付文書や患者向医薬品ガイドの作成・改訂を企業が自主的に行う際の相談について迅速に対応する。 ③ 企業の市販後製品に係る危機管理計画に対し、審査等業務担当と安全対策業務担当が共同して、助言を行う。	○ 左記①、②及び③について、企業からの各種相談に対応する相談業務を行うとともに、以下の取り組みを行った。なお、企業との面談の回数は、医薬品567回、医療機器292回及び医療安全44回の計903回であった。 (1) 市販直後調査に係る副作用報告を受けた場合には、標準業務手順書(SOP)に基づき企業面談を行うとともに、必要な調査指示等を行った。 (2) 患者向医薬品ガイドの作成支援のため、企業からの照会に適宜応じた。

中期目標	中 期 計 画	平成 18 年度計画	平成 18 年度の業務の実績
	④医療現場においてより安全に医薬品・医療機器が 用いられることを目的とした製品改善や製品開発 について分析し、相談業務及び審査等業務に還元 する。	④ 医療現場において、より安全に医薬品・医療機器が用いられることを目的とした製品改善や製品開発について、ヒヤリ・ハット情報等に基づき分析し、その結果を企業へ提供するとともに、相談業務や審査等業務に利用する。	○ 財団法人日本医療機能評価機構が収集したヒヤリ・ハット事例 について、医薬品・医療機器が有する特性を踏まえつつ専門的な 評価及び対策の検討を行うとともに、インターネットで情報提供 を行っている。
	⑤このような製品改善や製品開発につき、ヒヤリ・ ハット情報等の分析等に基づき、企業に対する相 談業務を実施する。	⑤ このような製品改善や製品開発につき、ヒヤリ・ハット情報等の分析等に基づき、企業に対する相談業務を実施する。	○ 機構でのヒヤリ・ハット情報等の分析のため、15名の専門委員の委嘱を行い、平成18年度は2回、医薬品関連事例及び医療機器関連事例に関する事例検討会を開催した。また、相談業務については、上述のとおり、標準業務手順事を作成するとともに、相談申込書をWeb上に公開し相談業務を開始した。なお、ヒヤリ・ハット事例に関しては、44回の企業相談を実施した。
	<医療関係者へのフィードバック> ・医療関係者向けの情報提供について以下の措置を講じる。 ①医療用医薬品・医療機器の添付文書改訂の根拠となった症例など、副作用・不具合症例に係る情報を提供する。	<医薬品・医療機器の安全性情報の提供>・インターネット等を利用し、医薬品・医療機器の安全性情報を医療関係者をはじめ、広く国民に提供するため以下の措置を講じる。 ① 医療用医薬品の添付文書の設定・改訂の根拠となった症例に係る情報提供について、新医薬品への拡大を引き続き、検討する。また、医薬品の副作用報告及び医療機器の不具合症例に係る情報について、ラインリストによる公開を行う。	○ 副作用報告及び不具合報告のラインリストの公表を引き続き行い、副作用報告 44,700件(累計48,584件)及び不具合報告15,595件(累計17,345件)を公表した。
	②医療用医薬品の添付文書改訂の指示から当該指示 文書のWebへの掲載までを2日以内に行う体制 を、平成16年度中に整備する。	② 医療用医薬品の添付文書改訂の指示から当該 指示文書のWebへの掲載までを2日以内に行 う。	○ 厚生労働省担当部局と協議のうえ、標準業務手順書を作成・運用し、2日以内のWeb掲載を達成した。
	③医療用医薬品の添付文書の改訂情報等についてインターネットで提供するとともに、平成18年度までに希望する医療関係者には、メールで当該情報を提供するシステムを整備する。	③ 医療用医薬品の添付文書の改訂情報等についてインターネットで提供する。 プッシュ型メールで提供する医療用医薬品の添付文書の改訂情報等について、利用促進や提供先の拡大を図る。	○ 医療用医薬品の添付文書の情報については、平成19年3月現在 インターネット上で12,341枚の提供を行った。また、添付文書の 改訂情報やクラス1回収情報等の安全性情報を希望する医療関係 者に対してメールで提供する「医薬品医療機器情報配信サービス」 については、平成19年3月末までに、6,762件の配信先が登録さ れた。 【プッシュメール登録数の推移】
			平成17年度末まで 平成18年度末まで
			登 録 数 2,892件 6,762件
			配信数 92件 93件
			※)配信数は、各年度における累計。
	④医療用医薬品の添付文書情報について、階層的に、より詳細な情報にアクセスできるシステムのあり方について厚生労働省が検討した結果を踏まえ、企業が作成した階層化情報の提供を平成18年度までに開始する。	④ 医療用医薬品の添付文書情報について、厚生 労働省が検討した結果を踏まえ、階層的により 詳細な情報にアクセスできるシステムの開発を 行い、情報の提供を開始する。	○ 新医薬品の承認に係る審査報告書のほか、一般用医薬品の部会審議品目審査報告書、医薬部外品の部会審議品目審査報告書、一般用医薬品添付文書情報、重篤副作用疾患別対応マニュアル等の情報コンテンツを医薬品医療機器情報提供ホームページに掲載するとともに、関連する情報と添付文書情報との間にリンクを施し、利便性を向上させた。
	⑤患者に対する服薬指導に使用できる情報の提供の 充実を図る。	⑤ 患者に対する服薬指導に使用できる患者向医薬品ガイドの提供の充実を図る。	○ インターネットで患者向医薬品ガイドの充実を図り、830枚(累計937枚)を公開した。
		⑥ 医療機器の添付文書情報のインターネットでの提供について充実を図る。	○ 平成17年7月から医療機器の添付文書情報をインターネット上で閲覧ができるよう運用を開始し、平成19年3月現在で、3,995枚を掲載した。

中期目標	中 期 計 画	平成 18 年度計画	平成 18 年度の業務の実績
			【医療機器添付文書情報累計数前年度対比表】
			平成17年度末まで 平成18年度末まで
			登 録 数 1,524件 3,995件
		⑦ ヒヤリ・ハット情報の分析結果等関連情報の 医療機関に対する情報提供を行う。	○ 厚生労働省に報告したヒヤリ・ハット事例の検討結果を厚生労働省の医薬品医療機器等対策部会に諮り、その結果を引き続きインターネットで公表した。
		⑧ 一般用医薬品の添付文書情報のインターネットでの提供を開始する。	○ 平成18年6月の薬事法改正を受け、そのリスクの程度に応じた 情報提供及び相談体制の整備、医薬品の販売に従事する専門家の 資質確保、適切な情報提供又は相談に応えるための環境の整備等 を行うため、平成19年3月から、一般用医薬品の添付文書のホームページへの掲載を開始し、3,306枚を掲載した。
	<患者への情報提供> ・医薬品・医療機器を安全かつ安心して使えるよう、医薬品・医療機器に関する一般消費者や患者	<一般消費者・患者への情報提供> 上記に加え、一般消費者・患者に対して、次の事業 を実施する。	
	からの相談業務を実施する。	・医楽品・医療機器を安全かつ安心して使えるよう、医薬品・医療機器に関する一般消費者や患者からの相談業務を実施する。	① 消費者くすり相談については、引き続き、昼休み時間を含めた 相談業務を実施した。
			平成16年度 平成17年度 平成18年度
			電話件数 7,137件 7,741件 8,459件 (29.6件/日) (30.0件/日) (34.5件/日)
			相談件数 8,790件 10,505件 11,696件 (36.5件/日) (43.4件/日) (47.7件/日)
			② 消費者医療機器相談については、引き続き、昼休みを含めた相 談サービスを実施した。
			平成16年度 平成17年度 平成18年度
			電話件数 166件 376件 (1.0件/日) (1.5件/日)
			相談件数 323件 581件 (1.9件/日) (2.4件/日)
			③ 相談業務の改善に向けて、業界団体等の医薬品・医療機器の相 談業務関係者との情報交換会を開催し、情報収集に努めた。
	・また、厚生労働省における検討結果を踏まえ、平成18年度までに企業が作成する以下の情報をインターネットで提供する業務を開始する。自己注射豪など患者が自宅で使用する医療用医棗品や重篤な副作用が発生するおそれがあり、患者の自覚症状の発見等が副作用の早期発見に不可欠である医薬品等について、患者に対し、患者向けの説明文書を提供するとともに、発現の可能性が高い既知の重篤な副作用の初期症状等をまとめた自己点検表を提供する。	・自己注射薬など患者が自宅で使用する医療用医薬品や重篤な副作用が発生するおそれがあり、患者の自覚症状の発見等が副作用の早期発見に不可欠である医薬品等について、発現の可能性が高い既知の重流な副作用の初期症状等をまとめた自己点検表を含め、企業が作成する患者がわかりやすい説明文書(患者向医薬品ガイド)のインターネットでの提供の充実を図る。	○ 「患者向医薬品ガイド」の医薬品医療機器情報提供ホームページへの掲載を引き続き行い、平成19年3月末までに、237成分、1,240品目の公表を行った。 また、「患者向医薬品ガイドの作成要領」(平成17年6月30日、厚生労働省医薬食品局長通知)等に従い、有職者(厚生科学研究(患者及び国民に対する医薬品安全性情報の提供のあり方に関する研究))の助言を得つつ、「患者向医薬品ガイド」の検討や修正を行った。

中 期 目 標	中期計画	平成 18 年度計画	平成 18 年度の業務の実績
			医療用医薬品添付文書と患者向医薬品ガイト - 専門開語で記載 - 専門開語で記載 - ・ - ・ - ・ - ・ - ・ - ・ - ・ - ・ - ・ -
	<情報提供の内容及びその質の向上> ・個人情報に十分配慮しつつ、被害教済業務及び審査等業務との連携を通じ、承認から教済まで一貫した安全性の評価を実施する。	<情報提供の内容及びその質の向上> ・個人情報に配慮した被害救済業務及び審査等業務との連携方法についての具体的な方法について逐次見直し、検討を行うとともに、その方法に従い、承認から救済まで一貫した安全性の評価を実施する。	【教済部門との連携】 ① 支給決定事例及び不支給決定事例における医薬品名や副作用名等に関する情報の提供を受け、救済請求において見られた不適正使用の事例などをもとに、不適正使用による健康被害を低減するため、添付文書の改訂を検討するなど、救済部と安全部との間での情報の共有に引き続き努めた。 【審査部門との連携】 ② 審査段階からの情報を収集するため、機構内における治験副作用検討会、専門協議及び部会品目勉強会並びに機構外における新薬第一・第二部会及び薬事分科会に出席している。 ③ 機構内における治験副作用検討会に出席し、市販直後調査中品目の副作用等について、安全対策部門から情報提供を行っている。 ④ 効率的な業務推進のため、審査部門との安全性情報の共有化に係る項目や市販後調査の項目を追加するなど、標準業務手順書(SOP)の見直しを行った。
	・情報提供業務の向上に資するため、一般消費者、 医療関係者に対して提供した情報について平成1 8年度までに調査を行い、情報の受け手のニーズ や満足度等を分析し、情報提供業務の改善に反映 する。	・情報提供業務の向上に資するため、ホームページ において、一般消費者、医療関係者等利用者の意向 調査を実施する。	① 平成18年度には、機構の医薬品医療機器情報提供ホームページに約3.9億回のアクセスがあることを確認し(平成17年度は約2.9億回)、その掲載内容及び情報量について、月毎に状況把握を実施した。 ② 情報の受け手のニーズや満足度の分析を行うことを目的として、Web型アンケートを実施し、その意見を踏まえ、医薬品医療機器情報提供ホームページの改修を実施した。
第4 財務内容の改善に関する事項	 第3 予算、収支計画及び資金計画 1 予算 別紙1のとおり	 第3 予算、収支計画及び資金計画 1 予算 別紙1のとおり	□ 平成18年度の予算、収支計画及び資金計画に基づく予算執行等 の実績は、決算報告書及び財務諸表のとおりである。
通則法第29条第2項第4号の財務内容の改善に関する目標は、次のとおりとする。	2 収支計画 別紙2のとおり	2 収支計画 別紙2のとおり	TO STATE OF THE PARTY OF THE PA
本目標第2の(1)及び(2)で定めた事項については、経費の節減を見込んだ中期計画の予算を作成し、 当該予算による運営を行うこと。	3 資金計画 別紙3のとおり	3 資金計画 別紙3のとおり	

中期目標	中期計画	平成 18 年度計画	平成 18 年度の業務の実績
	第4 短期借入額の限度額	第4 短期借入額の限度額	○短期借入金 なし
	(1)借入限度額	(1)借入限度額	
	2 3 億円	2 3 億円	
	(2)短期借入れが想定される理由	(2)短期借り入れが想定される理由	
	ア 運営費交付金、補助金、委託費等の受入れの遅延 等による資金の不足	ア 運営費交付金、補助金、委託費等の受入れの遅延 等による資金の不足	
	イ 予定外の退職者の発生に伴う退職金の支給	イ 予定外の退職者の発生に伴う退職金の支給	
	ウ その他不測の事態により生じた資金の不足	ウ その他不測の事態により生じた資金の不足	
	第5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 なし	第5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画なし	○重要な財産の譲渡等 なし
	第6 剰余金の使途	第6 剰余金の使途	○剰余金の使途 なし
	審査等勘定において、以下に充てることができる。 ・業務改善に係る支出のための所資 ・職員の資質向上のための研修等の財源 なお、副作用教済勘定、感染教済勘定については、 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法(平成14年 法律第192号)第31条第4項の規定により、残余 の額は積立金として整理する。	審査等勘定において、以下に充てることができる。 ・業務改善に係る支出のための原資 ・職員の資質向上のための研修等の財源 なお、副作用救済勘定、感染救済勘定については、 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法(平成14 年法律第192号)第31条第4項の規定により、 残余の額は積立金とする。	
第5 その他業務運営に関する重要事項	第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項	第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項	
通則法第29条第2項第5号のその他業務運営に関する重要目標は、次のとおりとする。	独立行政法人医薬品医療機器総合機構の業務運営並 びに財務及び会計に関する省令(平成16年厚生労働 省令第55号)第4条の業務運営に関する事項は、次 のとおりとする。		
(1)人事に関する事項	(1)人事に関する事項	(1)人事に関する事項	
ア 職員の専門性を高めるために適切な能力開発を実施するとともに、職員の勤務成績を考慮した人事評価を適切に実施すること。また、このような措置等により職員の意欲の向上を図ること。	ア・業務の質の向上を図るため、業務等の目標に応じて系統的に研修の機会を提供し、職員の資質や能力の向上を図る。	ア・職員の評価・目標達成状況を報酬や昇給・昇格に 適切に反映し、職員の意欲を向上させるために平成 19年度から導入する予定の新人事評価制度を全職 員において、試行を行いつつ検討を行う。	 ① 平成19年4月からの新人事評価制度の本格導入に向け、「人事評価制度等検討会」において取りまとめた評価制度の試行を全職員を対象に実施し、問題点等の検討を行った。 ② 人事評価制度の全体像(等級制度、評価制度及び報酬制度)の個別項目については、各業務に従事する職員の意見を反映等するためワーキングチームを設置した上で検討を実施し、人事評価規程等必要な規程類の整備を行った。
	・職員の意欲向上につながる人事評価制度を導入 し、職員の評価・目標達成状況を報酬や昇給・昇 格に適切に反映する。	・業務等の目標に応じて系統的に研修の機会を提供するとともに、個々の職員の資質や能力に応じた、効率的かつ効果的な研修を実施するため、外部機関や外部専門家を積極的に活用する。	々の職員の資質や能力に応じた研修の充実に努めた。また、新たな知見を身に付け、技能の向上を図るため、引き続き、研修年度計画等に従い、特別研修等の各種研修を実施した。 (1) 新任者研修及び管理職研修を年2回(平成18年4月及び10月) 実施。 (2) 国内外の大学・海外の医薬品規制当局等への派遣研修を実施
			し、延べ58名の職員を派遣。 (3) 国内外の規制当局担当者、企業や大学などの専門家を講師に 招き、技術的事項に関する研修を13回実施。

中 期 目 標	中期計画	平成 18 年度計画	平成 18 年度の業務の実績
	中期計画 ・職員の専門性や業務の継続性を確保するため、適正な人事配置を行う。 イ・医薬品及び医薬部外品の製造管理及び品質管理規則(写無力の海外に治る実施など平成17年度の改正薬事法の円滑的な病性ながある。なお、採用に当たっては、本機構の中立ととといる。なお、採用に当たっする。なお、採用に当たっする。なお、採用に当たっする。なお、採用に当たっする。なが、動職員数は、期初の109%を上限とする。 ※人事に係る指標期末の常勤職員数 317人期末の常勤職員数 346人(上限)(参考1)期初の常勤職員数 346人(上限)(参考2)中期目標期間中の人件費総額14,062配の機員を手動が近に職員基本当に相当する範囲の費用である。		平 成 18 年 度 の 業 務 の 実 績 (4) 事務系職員も対象とした薬事に関する基礎知識の習得を目的とした薬事一般研修を実施。 (5) 薬害被害者団体及び患者団体等から講師を招き、それぞれの立場から機構に対する要望等について話を伺う研修を1回実施。 (6) 人事関係の研修14回に23名を参加させた。 (7) その他、英語研修のための試験(TOEIC、平成18年5月及び6月)、英会話研修(平成18年11月~平成19年3月)、接過研修(平成18年4月)施設見学(医薬所、研究機関2カ所)医療機器製造工場3カ所、医療機関2カ所)医療機関2カ所,研究機器製造工場3カ所、医療機関2カ所,研究機器製造工場3カ所、医療機関2カ所,研究機器製造工場3カ所、医療機関2カ所,研究機器製造工場3カ所、医療機関2カ所,研究機器製造工場3カ所、研究機関2カ所,研究機器製造工場2回、財務研修(平成18年10月~11月)を実施した。 ② 各部における学会等の参加状況を把握するため、4半期ごとに状況確認を行った(延ベ平成19年3月末664人)。 ① 職種の配置に当たっては、職員の知識・経験に配慮するほか、健康上の問題や業務上の特別な理由以外による短期間の異動は、基本的に行わないこととした。 ② 職種別採用計画の第定や処遇等の見直しのほか、大学病院への糖に18本のに行わないこととした。 ② 職種別採用計画の第定や処遇等の見直しのほか、大学病院への糖に18本のに行わないこととした。 ② 職種別採用計画の第定を括用した募集を行い、常勤職員50人及び機能上の問題や業務上の特別な理由以外による短期間の異動は、上で表に19年4月1日現在 1)技術系職員(公募5回)応募者数 約320人採用者数 28人採用内定者数 16人 2) 事務系職員(公募5回)応募者数 約150人採用者数 6人 第15人採用内定者数 15人 採用内定者数 15人 採用内定者数 15人 採用内定者数 3人 この結果、平成18年度の公募においては、50名の職員を確保したが、平成19年4月1日の役職員数は341人となった。本の後の採用者数 5人 で成19年度55人、平成19年度から平成21年度までの3ヵ年において236人(平成19年度55人、平成29年度80人)の増員が平成18年度末に認められたことから、必要な分野の育能な人員の確保を公募を中心に引き続き進めることとしている。
			なお、公募等により確保した人員については、審査部門及び安全対策部門を中心に、人員の増強に当てており、管理部門については、目標管理制度の導入等大幅な業務の追加及び新たな業務が加わった現業部門の円滑な管理、業務の調整を行うために必要な人員を配置しているが、独法化前の旧機構と比べ、管理部門職員数の比率は低下し、効率的な運用を行っている。

中期目標	中期計画	平 成 18 年 度 計 画	平	成 1	8 年 月	E O	業	务の 3	養	
				機構発足前(16.3)		. 3)	総合機構			
				旧医薬 品機構			16. 4. 1	17. 18 4. 1 4.	3. 19. 1 4.	
			役職員数	149	70	6	256	291	319	341
			管理部門 職員数	23		-	35	37	40	43
			比率(%)	15. 4	_	_	13. 7	12. 7	2.5 12	2. 6
			注) 旧審査センター及び機器センターからの移管者は現業を であり、管理部門はない。						現業部	門のみ
ウ 機構の業務が製薬企業等との不適切な関係を疑われることがないよう、役職員の採用、配置及び退職後の再就職等に関し適切な措置を講じること。	ウ 製薬企業等との不適切な関係を疑われることがないよう、役職員の採用、配置及び退職後の再就職等に関し一定の制約を設け、適切な人事管理を行う。	ウ・就業規則等の服務関係規程に基づき、採用時にお ける誓約書の提出や、配置及び退職後の再就職等に 関する制約の規程を厳格に適用し、適切な人事管理 を行う。	又は家族が ついて就美 とによって	ぶ製薬企業 規則に規 で、適切な で成18年原	美等に在職 見定し、そ	してい れら¢ に努め	ヽる場合 ○内容る ・た。	合の業務の	り従事制 周知徹底	削限等に ほするこ
			② 服務関係 いて説明を							〒修にお
			③ 服務関係守すべき朋ックを全職	及務規律	の内容やの	2& A &				
(2)セキュリティの確保	(2)セキュリティの確保	(2)セキュリティの確保								
個人及び法人等の情報保護を徹底するため、事務室 等のセキュリティを確保するとともに情報管理に万全 を期すこと。	・防犯及び機密保持のために事務室の入退室管理設備を設置し、昼夜を問わず、入退室に係る管理を徹底するなど内部管理体制を強化する。	・入退室管理システムの適正な運用を図るととも に、入退出管理について、職員への周知徹底を図る。	○ Manage	2履歴を記 すじている す理シスラ ブループリ	已録すると 。また、 Fム」の選	ともに 入退室 (用管理	 二、部外の管理 ■等に 	ト者は自⊧ をより厳 関する入〕	日に入室 格に行う B室管理	ぎできな うため、 里規程を
	情報システムに係る情報のセキュリティの確保に 努める。	・業務・システム最適化計画に向けた評価・検討の中で、情報システムに係る情報セキュリティについて評価・検討し、その確保に努める。	○	-タのバ ちにおける F業とあれ	ックアップ 6情報デー oせて、情	プ方法に ・タの 派	こつい ^っ 最えいる	て検討を行 と防ぐたる	うとと り、文書	もに、 管理規
		・セキュリティを確保したセキュアメールシステム を導入することにより、機構と申請者のコミュニケ ーションの迅速化・効率化を図る。	○ 報一らにし新い準向 報一らにし新い準向 ながかのかた医た適上 ができる。 第次がのかた医のでのでは、 第次ができる。 第次ができる。 第次ができる。 第次ができる。 第次ができる。 第次ができる。 第次ができる。 第次ができる。 第次ができる。 第次ができる。 第次ができる。 第次ができる。 第二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	ででいる。 では、 ででで、 でで、 でで、 でで、 でで、 でで、 でで、 でで、 でで	とかは18年代 18年代 18年代 18年代 18年代 18年代 18年代 18年代	報ルか上お届用 としいまでけのに ない。これは は、これは も、これは も、これは も、これは も、これは も、これは も、これは も、これは も、これは も、これは も、これは も、これは も、も、も、も、も、も、も、も、も、も、も、も、も、も、も、も、も、も、も、	これ ら聞い これ	ティ、同 6 イ、同 7 全試年からのる 7 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	とつける とこれを とこれを とこれを という とこれを という とこれを という とこれを という とこれを という という という という という には にない には にない には にない には には にない には には にない にない にない にない にない にない にない にない にない にない	電企年を審定ら子業6開査しは